



鴻巣市環境基本計画



平成30年3月
鴻巣市

表紙の写真の説明



背景は、鴻巣市街地の空中写真（東から西を望む）

はじめに



鴻巣市は、首都圏 50km に位置し、都心への通勤圏としての利便性を備える一方で、荒川、元荒川や見沼代用水などの恵まれた水利を活かした田園地帯や武蔵野の面影を伝える雑木林など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を残しています。

私たちは、先人から受け継いだこの美しい緑に彩られた風景を守り育み、しっかりと次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため本市では、鴻巣市環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、様々な環境施策を推進しておりますが、近年、生物多様性の保全や外来生物の問題に対する関心の高まりをはじめ、地球温暖化防止に向けたパリ協定の締結、資源問題など環境を取り巻く状況は刻々と変化しており、本市においても、このような喫緊の課題を解決するための取組が求められております。

これらの課題に対応し、より一層の取組の推進を図るため、この度、鴻巣市環境基本計画を改定しました。平成 30 年度から平成 39 年度を計画期間とする本計画では、より良い環境の実現に向け、市民・事業者の皆さんと市が連携・協力して取り組むべき環境づくりの方向を示すとともに、重点的に進めていく取組の内容を明らかにいたしました。

具体的には、持続可能な社会を実現するため、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会という 3 つの重点取組と、それらの実現を支える安全・安心が確保される社会、市民・事業者・市が協働して取り組む社会という 2 つを掲げ、第 6 次鴻巣市総合振興計画の将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の達成を環境の側面から担い、「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で「人」が輝きながら住み続けることができるまちづくりを目指しております。

また、鴻巣市の市名の由来でもあるコウノトリは「多様で豊かな生態系のシンボル」と言われておりますが、市ではコウノトリの飼育・放鳥を目指しながら人にも生きものにもやさしいまちづくりを進めてまいります。

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、市が総合的な施策を展開することはもちろんですが、市民・事業者の皆さんにも役割を理解していただき、連携・協働して取り組んでいくことが必要であると考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました環境審議会委員の皆さん、市民・事業者の皆さんに心より厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

鴻巣市長 原口 和久



第1章 鴻巣市環境基本計画について	1
第2章 計画の課題と目指す方向性	3
1 環境問題をめぐる社会動向.....	4
2 前計画の達成状況と今後の課題.....	6
3 市民の環境に対する考えや要望～アンケート集計結果より～.....	8
4 環境基本計画改定に向けて～計画改定の方針など～.....	10
第3章 計画が目指す環境の姿と取組の方向	12
第4章 計画で進めていく取組	14
1 計画で重点的に進めていく取組.....	15
重点取組1 自然とのふれあいを楽しみます.....	15
重点取組2 エコライフを楽しみ CO_2 CO_2 減らします.....	21
重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します.....	27
2 各分野に共通する基本的な取組.....	33
共通基本取組1 身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します.....	33
共通基本取組2 環境に関心を持ち 活動に参加します.....	37
第5章 計画を推進していくために	41
1 本計画の位置づけ.....	41
2 計画の進行管理.....	42
資料編	43
1 鴻巣市環境基本条例（抜粋）.....	44
2 鴻巣市環境審議会委員名簿.....	45
3 用語の解説.....	46

第1章

鴻巣市環境基本計画について

環境基本計画とは

鴻巣市環境基本計画は、環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に係る長期的な視点に立った取組を、総合的かつ計画的に進めていくための計画です。よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向を明確に示している「第6次鴻巣市総合振興計画」の環境施策の個別計画として位置付けられています。

より良い環境の実現に向けて

現代の環境問題は、“私たちの暮らし”が原因となる一方で、その“環境問題”から私たちの暮らしが様々な影響を受けているという特徴があります。例えば、地球温暖化問題は、私たちの暮らしや経済活動から排出されるCO₂が一因となっています。そして、地球温暖化による極端な気象・気候変化は私たちの暮らしにも様々な影響を及ぼしています。

このような近年の環境問題に適切に対応していくためには、市だけではなく、市民の皆さんや事業所の皆さんと、一緒に協力し合い、鴻巣市の環境をより良い状態にしていく必要があります。

こうした努力が、私たちが生きる地球規模の環境を守ることにもなり、これからの未来を担う子供たちに自然豊かな鴻巣の環境を残すことにつながります。

このようなより良い環境の実現に向け、私たち一人ひとりが取り組むべき内容を明確にするために環境基本計画があります。

鴻巣市環境基本計画では

より良い環境の実現にむけ、
市民・事業者の皆さんと市が連携・協力して、取り組むべき

環境づくりの方向 を示します。

また、こうした取組を進めていくために、

重点的に進めていく取組の内容 を明らかにします。

一緒に、環境について考え、取組を進めていきましょう。



【対象とする環境の範囲】

この計画が対象とする環境の範囲は、「持続可能な社会」の基本的な社会像である

- 自然共生社会
- 低炭素社会
- 循環型社会

の実現と、それらの実現を支える

- 安全・安心が確保される社会
- 協働社会

とします。



【計画の期間】

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度です。
なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直していきます。

第2章

計画の課題と目指す方向性

第2章では、鴻巣市を取り巻く社会情勢、環境問題をめぐる動向、前計画の課題、環境に関するアンケートの集計結果をもとに、目指す方向性について示しています。

鴻巣市を取り巻く社会情勢など

■鴻巣市の主な特性

- 江戸時代には中山道の宿場、鴻巣宿として発展しました。
- 首都圏50kmに位置し、JR高崎線や国道17号線などの発展に伴い、戦後宅地開発が進み、人口が急増しました。
- 平成17年に鴻巣市、吹上町、川里町が合併し、新たな鴻巣市としてスタートしました。
- 380年余の伝統を誇る「ひな人形のまち」として有名です。また、市域の約半分を占める農地を利用した稲作と花き栽培が盛んで、近年「花のまち」として全国にその名を知られています。

■社会情勢

- 人口は平成12年以降減少傾向に転じており、平成12年人口120,271人*と平成27年人口118,072人を比較すると約2,000人減少しています。
- 高齢化率は平成27年時点で26.8%であり、超高齢社会へ突入しています。
- 産業は、就業人口・生産額では第3次産業が主です。また、第2次産業は、平成20年以降の経済不況の影響などにより回復が遅れている状況です。

※旧鴻巣市、旧吹上町、旧川里町の合算

深刻化する地球環境問題

■地球温暖化による影響の深刻化

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、異常高温（熱波）や大雨、干ばつの増加などの様々な気候変化を伴い、その影響は、既に自然界や生態系に表れています。また、将来の地球の気温は、さらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などの様々な分野・場面で、より深刻な影響が生じると考えられます。

こうした気候変化がもたらす様々な社会的・経済的影響を、全世界で少しでも小さくしていくことが重要な課題となっています。

■深刻化する生物多様性の損失と劣化

私たち人間による様々な活動（自然の乱開発、水産資源の過剰漁獲、化学物質や外来種による生態系への影響など）や地球温暖化に伴う気候変動により、近年、地球上の種の絶滅スピードが自然状態の約100～1,000倍に加速しています。将来的には、さらにその10倍以上になると予測されるなど、たくさんの生物が危機に瀕しています。

こうした地球規模での生物多様性の損失と劣化が急速に進んできており、このまま進むと人類にとって、取り返しのつかない事態を招く恐れがあるとされています。

1 環境問題をめぐる社会動向

目標や計画の策定

持続可能な開発目標の共有

国際社会では

平成 27 (2015) 年の国連サミットで、環境保全と貧困撲滅に向けた「持続可能な開発目標 (SDGs)」とその実現に向けた行動計画が採択されました。

社会・経済に加え環境に関する様々な課題を総合的なものとして認識し、目標である平成 42 (2030) 年に向けて、解決のために行動していくという強い意志を共有しました。

※SDGs (Sustainable Development Goals の略)

持続可能な社会の実現に向け

日本では

東日本大震災後に改定された第四次環境基本計画では、環境行政の目標として「持続可能な社会」を位置づけ、その実現に向け、

「**自然共生社会**」「**低炭素社会**」「**循環型社会**」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「**安全が確保される社会**」が位置づけられました。

持続可能な埼玉の未来を描く

県では

持続的に発展することができる社会を目指した埼玉県第 4 次環境基本計画を策定し、低炭素・循環型・自然共生・環境保全型・協働の各社会づくりを長期的目標に定め、その実現に向けた取組を進めています。

鴻巣市の取組

市では

環境基本条例に基づき「環境基本計画」を平成 25 (2013) 年に策定し、環境の保全・創造に向けた取組を進めています。

自然共生社会

生物多様性保全に向けた合意の形成

平成 22 (2010) 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で、生物多様性保全に関する「名古屋議定書」と「愛知目標」が採択されました。

今後、生物多様性への理解を浸透させていくことが、共通の課題となりました。

生物多様性保全と自然共生社会のあり方

生物多様性の保全推進に向け、「生物多様性保全地域連携促進法」の制定と「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けた目標と取組方針など、自然共生社会のあり方を示し、生物多様性の理解の浸透や取組を進めています。環境省では地域における人と自然との関係の見直し、里地・里山・里海の保全と再生・活用などの取組を進めています。

身近な場所のできる生物多様性の保全

平地、丘陵、山地などにおける生物多様性を保全する考え方と取組事例を示した「生物多様性保全県戦略」を策定し、身近な場所でもできる生物多様性の保全への取組を進めています。

コウノトリの里づくり

「コウノトリの里づくり基本計画」や「緑の基本計画」を策定し、生物多様性の保全と水と緑を活かしたまちづくりを進めることでコウノトリが舞うような自然共生社会の形成を目指しています。

課題

- パリ協定の実現に向け、さらなる地球温暖化対策への取組の展開
- 愛知目標の実現に向け、生物多様性保全への理解の浸透と取組の展開
- 循環型社会の実現に向け、さらなるごみ減量・資源化、4R の展開

本計画の改定にあたっては、国際社会、日本、埼玉県、市の動向を考慮し、一体となって取組を進められるようにしています。

低炭素社会

パリ協定が発効

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）で、全ての国が参加する温室効果ガス排出抑制に向けた国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。

世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を 2℃以内（努力目標 1.5℃）に抑えること、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定め、野心的な取組を実施し、地球温暖化を緩和していくことが定められました。

温室効果ガス排出量 26%削減を目指す

パリ協定を踏まえ、温室効果ガス排出量を平成 42(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減することを目標としました。

この目標の実現に向け、平成 27(2015)年に「気候変動の影響への適応計画」、平成 28(2016)年に「地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を「抑制」と「適応」の両面から進めていくこととしました。

ストップ温暖化・埼玉県ナビゲーション2050

地球温暖化対策推進条例を制定し、平成 32(2020)年の県内の温室効果ガス排出量を平成 17(2005)年比 21%削減を目指し、省エネルギー化と再生可能エネルギー利用を進めています。

省エネルギー・新エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画や地域新エネルギービジョンの策定、環境基本計画による普及啓発を進めています。また、住宅用新・省エネルギー機器設置費補助など新エネルギー活用の普及・促進による CO₂排出量の抑制を進めています。

循環型社会

資源の減少と世界規模での資源制約

大量生産・大量消費型の経済社会活動による大量廃棄型の社会は、環境保全と健全な物質循環を阻害し、温室効果ガスの排出や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題とも深く関わっています。

今後、世界規模での資源消費の急増に伴い、資源価格の高騰や需給ひっ迫、資源の品質低下など、資源利用への制約が強まると予想されています。

2Rの取組強化

資源を有効に活用し、廃棄物を最小限に抑える社会を目指し、循環型社会形成推進基本法の制定と循環型社会形成推進基本計画（第三次）を策定しました。

最終処分量の削減、リサイクルに比べ取組が遅れている 2R(リデュース・リユース)の取組強化、有用金属の回収などを進めています。

東日本大震災を教訓に、大規模災害時での廃棄物の円滑な処理体制づくりを進めています。

3Rの推進

循環型社会形成に向けた取組を総合的に進めていくため廃棄物処理基本計画を策定し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進と廃棄物適正処理、環境産業育成を進めています。

4Rの推進

一般廃棄物処理基本計画により、ごみの減量・資源化と適正処理を進めています。

ごみの減量・資源化に向け、4R(リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル)を積極的に推進し、循環型社会の形成を目指しています。

- 国や県の取組の方向と合わせた取組の展開と広域的な連携づくり
- 第 6 次鴻巣市総合振興計画との整合性

2 前計画の達成状況と今後の課題

前計画の概要

前計画は平成 25 (2013) 年 3 月に策定され、「一人ひとりの行動から 花と緑に彩られた、住んで心地よいまちに鴻巣を変えていこう!」という基本理念に基づき、「田園と荒川等の河川の自然に親しみ花と緑に彩られたまち」、「安全安心で快適に暮らせる健康ライフのまち」、「一人ひとりがエコライフを実践しているまち」という 3 つの望ましい環境像の達成のために、4 つの基本目標 (右表) を定め、様々な施策に取り組んできました。

前計画の達成度

前計画では第 5 次鴻巣市総合振興計画で掲げる成果指標を使用し、進行管理をしてきました。基本目標 1 では、公園や緑地に対する満足度にも向上が見られます。また、緑化活動を行っている市民の割合は減少しています。

基本目標 2 では、生活排水対策が進み水質指標にも改善が見られます。生活環境に関する苦情や事業所・事業者への苦情件数は増加傾向にあります。

基本目標 3 では、ごみ排出量は減少しているものの、資源化率やごみ収集コストに関する指標は改善していません。交通環境の整備に関する指標は達成しており、関連するバスの利便性や生活道路の整備に関する満足度も下方進捗ではあるものの達成に近い値を示しています。地球温暖化に向けた取組を行っている市民の割合は約 4 割にとどまります。

基本目標 4 では概ね達成に近い値を示しています。

成果指標 40 項目中、達成 19、上方進捗 7、横ばい 1、下方進捗 13 となっており、達成、上方進捗を含めると約 7 割の項目において取組の成果が表れる結果となりました。

前計画の課題を受けた改定の方向性

今回の改定にあたって、第 6 次鴻巣市総合振興計画との整合性を図った上で前計画の達成度を考慮した取組を取り上げる必要があります。また、厳しい行政運営の中にあっても効果的に環境施策を推進していくため、前計画のように幅広い環境分野を網羅的に取り扱うのではなく、他分野の計画との役割分担や連携を高め、環境の重点分野に取組を絞り込む必要があります。取組を絞ることに伴い、施策の取組がより反映される指標の選定が必要です。

この他、生物多様性の保全や外来種問題、気候変動に伴う影響への対応、人口減少社会から派生する問題など、近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要があります。

課 題

- 前計画の達成度を考慮した取組の選定
- 他の計画との役割分担の明確化と連携
- 環境の重点分野に絞った取組の推進
- 施策の取組がより反映される指標の選定
- 近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要性

前計画における指標達成状況一覧

基本目標	成果指標	内容	平成28年	平成28年 目標値	達成 状況
1 自然を身近 に感じる まちづくり	市民一人当たり公園・緑地面積	公園緑地面積/人口	7.28㎡	6.56㎡	○
	公園に対する満足度	市民アンケートで取得	73.6%	75%	↓
	公園・緑地面積		86.62ha	78.77ha	○
	身近に緑に親しめる環境があると思 う市民の割合	市民アンケートで取得	82.7%	80%	○
	住民全体で管理している公園数	公園整備奉仕活動推進要綱に基づく奉仕活動 団体数	39件	47件	→
	公園についての苦情件数	都市公園苦情受付簿の合計数	118件	120件	○
	緑化活動を行っている市民の割合	市民アンケートで取得	37.4%	55%	↓
2 安全・安心 で健康に暮 らせるまち づくり	河川における水質値（BOD）	水質検査結果 17 箇所の平均値	2.8 mg/L	3mg/L	○
	河川における水質値（SS）	水質検査結果 17 箇所の平均値	6.4mg/L	12mg/L	○
	汚水処理世帯接続率	公共+農集+合併浄化槽接続世帯数/世帯数	87.1%	90%	↑
	公共下水道人口普及率	処理区域内人口/人口	76.7%	75.80%	○
	公共下水道水洗化率	公共水洗化人口/処理区域内人口	94.6%	95%	↑
	公共下水道未接続世帯数	公共処理区域内世帯数-接続世帯数	1,843世帯	2,032世帯	○
	農業集落排水処理世帯普及率	農集接続世帯/農集処理区域内世帯数	90.4%	95%	↑
	農業集落排水施設の未接続世帯数	農集処理区域内世帯数-接続世帯数	104世帯	99世帯	↑
	汚水処理（合併処理浄化槽）普及率	合併浄化槽設置世帯数/（行政世帯数-公共 認可区域内世帯数-農集処理区域内世帯数）	10.2%	9.80%	○
	冠水箇所数	大雨で市が収集した箇所と市民からの通報等 に対応した箇所	25件	26件	○
	生活環境に関する苦情件数		404件	265件	↓
	事業所・事業者への苦情件数		105件	60件	↓
	ペットに関する苦情件数		7件	16件	○
	合併処理浄化槽の新規設置世帯数	合併浄化槽の補助金交付数	19世帯	10世帯	○
開発指導による雨水流出抑制量	開発指導による雨水流出抑制に係る計画調整 量の合計	2,458㎡	18,000㎡	↓	
3 地球温暖化 対策と循環 型のまちづ くり	一人一日当たりのごみ排出量	年間ごみ総排出量/人口/365日	773g	760g	↑
	資源化率	年間資源物排出量/年間ごみ総排出量	28.7%	32.50%	↓
	一人当たり可燃不燃ごみ収集コスト	可燃不燃ごみ年間収集費/人口	1,953円	1,700円	↓
	一人当たり可燃不燃ごみ処理コスト	可燃不燃ごみ年間処理費/人口	4,846円	4,900円	○
	バスの利便性に関する満足度	市民アンケートで取得	56.5%	60%	↓
	生活道路の整備に関する満足度	市民アンケートで取得	68.1%	70%	↓
	幹線道路の歩道整備率	幹線道路の歩道延長/幹線道路延長（幹線道 路：市道1、2級）	33.9%	32%	○
	市内におけるバス営業のべ距離数	民間路線距離数+コミュニティバス路線距離数	140.78km	118.6km	○
	放置自転車数	放置自転車撤去数	134件	300件	○
	地球温暖化防止に向けた取組を行っ ている市民の割合	市民アンケートで取得	40.5%	70%	↓
	環境対策を行っている事業者の割合	課独自調査で取得	81.0%	60%	○
	環境衛生委員ごみ減量化活動回数		11回	16回	↓
	二酸化炭素の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	-3.2%	毎年、基準 年の1%以 上削減	↑
	用紙使用量の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	5.3%		↓
水道使用量の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	-0.8%	↑		
4 参画と協働 による環境 まちづくり	NPO 団体数（環境関連）	環境関連に限らないNPO 団体数：13 団体	39 団体	25 団体	○
	ボランティア団体数（環境関連）	環境関連に限らないボランティア団体数	102 団体	105 団体	↓
	地域花づくり団体数	花のコミュニティ補助金交付団体数	16 件	15 件	○

目標達成状況欄 ○；達成、↑；上方進捗
→；変動なし、↓；下方進捗

3 市民の環境に対する考えや要望～アンケート集計結果より～

環境に関するアンケートをもとに、本計画で取り組むべき方向を定めていきます。

問5 身近な環境の満足度について

項目	満足度
1 空気のおい	65.7%
2 食料や日用品などの買い物のしやすさ	64.3%
3 空気のきれいさ	63.3%
4 まちの静けさ	62.3%
5 まちの清潔さやきれいさ	57.7%
6 自然災害（水害など）からの安全性	54.7%
7 緑とのふれあい、親しみやすさ	50.7%
8 農業や土とのふれあい	47.0%
9 自転車の利用しやすさ	46.3%
10 公共交通（バス、電車）の便利さ	44.7%
11 公園や広場の環境、利用しやすさ	40.7%
12 まわりの景色や街並みの美しさ	40.0%
13 有害化学物質（大気や水質など）からの安全性	38.7%
14 放射性物質からの安全性	37.3%
15 生きもの（野鳥、昆虫など）とのふれあい	35.7%
16 川や水路の水のきれいさ	29.7%
17 水辺とのふれあい、親しみやすさ	26.7%
18 耕作放棄地や空き地の管理状況	25.7%

※回答者数300人における割合です。
※満足度は、「満足」と「やや満足」の回答割合の合計です。

空気やまちの静けさ、緑や土とのふれあい、安全性や利便性などの項目で満足度が高い傾向にありました。
鴻巣市の豊かな緑や農地、立地、などに対する満足度が比較的高いと推測されます。

耕作放棄地や空き地問題の満足度が低いのは、人口減少や産業構造の変化が原因と思われます。
また、水のきれいさ、水辺や生きものとのふれあいは、緑や土とのふれあいと比較すると満足度が低い傾向にありました。

問6 将来の鴻巣市がどのような環境であつたらよいか

項目	割合
1 きれいな空気が保たれているまち	59.7%
2 子どもたちが安心して遊べる緑や水辺のあるまち	58.7%
3 不法投棄やポイ捨てのないモラルの高いまち	47.0%
4 バスなど公共交通が便利で車に頼らないまち	43.0%
5 自転車利用や歩いて暮らせる「まち歩き」が楽しいまち	41.3%
6 鴻巣の自然や文化・景観を守り育てる美しいまち	40.3%
7 魚などが生息するきれいな川や水辺があるまち	35.3%
8 地域の農産物が流通する地産地消のまち	35.3%
9 工場や住宅地にも緑や花がいっぱいのまち	22.7%
10 農地や屋敷林・河畔林が残る緑豊かなまち	17.3%
11 環境教育や環境保全活動が進められているまち	16.3%
12 地域清掃などコミュニティ活動が盛んなまち	16.3%
13 自然エネルギーなどを利用するクリーンエネルギーのまち	15.3%
14 資源の再利用やリサイクルが進む資源循環のまち	13.0%

安全や健康に関する項目は、特に要望が高いということがわかりました。
また、問5では水辺や生きものなどのふれあいの満足度は低い一方、問6では子どもたちの遊び場としての要望が高いということがわかりました。

課題

- 生きものや水辺など、自然とふれあえる機会の充実
- 安全・安心に対する関心の高さによる生活環境の保全と改善の継続



問7 鴻巣市の環境を良くしていく取組について

項目	重要性
1 公害や環境汚染、有害物質などからの安全・健康の確保	93.3%
2 市内の環境や環境問題についてのわかりやすい情報提供	86.0%
3 環境問題への理解を深める環境教育・学習の推進	85.0%
4 ごみの減量・資源化の一層の推進	84.0%
5 市民・事業者・市の省資源・省エネの取組の推進	83.0%
6 地球温暖化など気候変動による影響への適応の検討	81.3%
7 在来生物の生息環境の保全・再生、特定外来種対策など	80.0%
8 農地や社寺林・屋敷林・河畔林などの緑の保全と管理	78.7%
9 施設や交通の適正配置など環境負荷の少ない都市づくり	77.0%
10 再生可能エネルギーによるエネルギー地産地消の推進	72.3%

※回答者数 300 人における割合です。
 ※重要性は、「とても重要」と「やや重要」の回答割合の合計です。

安全・健康の確保は、ほとんどの方が取り組んでいくことが重要としました。
 また、環境の情報提供や環境教育、ごみの減量、地球温暖化、生物多様性などに関する項目は 8 割を超える方が重要としました。

問8 環境保全に係る活動への参加について

項目	割合
1 積極的に参加していきたい	4.0%
2 機会や時間があれば参加したい	54.7%
3 職場の協力があれば参加したい	3.7%
4 自分にメリットがあれば参加したい	11.0%
5 参加や協力するつもりはない	3.7%
6 わからない	21.3%

73.4%

7 割以上の方が、環境保全活動に参加したいと回答しました。市民の参加意欲の高さが伺えます。

問10 ①鴻巣市環境基本計画を知っていますか

項目	割合
1 内容を知っている、計画書や概要版などを読んだことがある	5.0%
2 名前は聞いたことがある	23.3%
3 知らないが、関心がある	56.7%
4 知らないし、関心がない	11.7%

68.4%

計画書を読んだことがある方はわずか 5% でした。
 知らない方は 68.4% ですが、その内の 8 割以上（全体の 56.7%）の方は関心があると回答し、関心はあることがわかりました。

問10 ②市HPでの環境課のページを見たことがありますか

項目	割合
1 よく閲覧し情報を得ている	0.3%
2 必要に応じて閲覧している	8.3%
3 閲覧したことがある	12.0%
4 見たことがない	59.7%
5 パソコンなどが使えない	16.0%

75.7%

75.7% の方が見たことがないと回答し、HP がほとんど閲覧されていない状況ということがわかりました。

- 環境保全活動への参加のきっかけづくりや機会の充実
- 市民にもわかりやすい計画づくりや普及啓発
- わかりやすい環境情報の提供と提供方法の多様化

4 環境基本計画改定に向けて～計画改定の方針など～

ここでは、これまで整理した課題などを踏まえ、環境基本計画の改定に向けての基本的な方針や取組の方向を示しています。

1 環境問題をめぐる社会動向

- パリ協定の実現に向け、さらなる地球温暖化対策への取組の展開
- 愛知目標の実現に向け、生物多様性保全への理解の浸透と取組の展開
- 循環型社会の実現に向け、さらなるごみ減量・資源化、4Rの展開
- 国や県の取組の方向と合わせた取組の展開と広域的な連携づくり
- 第6次鴻巣市総合振興計画との整合性

2 前計画の達成状況と今後の課題

- 前計画の達成度を考慮した取組の選定
- 他の計画との役割分担の明確化と連携
- 環境の重点分野に絞った取組の推進
- 施策の取組がより反映される指標の選定
- 近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要性

3 市民の環境に対する考えや要望～アンケート集計結果より～

- 生きものや水辺など、自然とふれあえる機会の充実
- 安全・安心に対する関心の高さによる生活環境の保全と改善の継続
- 環境保全活動への参加のきっかけづくりや機会の充実
- 市民にもわかりやすい計画づくりや普及啓発
- わかりやすい環境情報の提供と提供方法の多様化



環境基本計画改定の方向（方針）

① 国際社会、国、県の取組の方向を踏まえ、取組の体系の整合化

- 自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会など、取組の方向を合わせる

② 市の関連計画との連携・連動の強化

- 第6次鴻巣市総合振興計画との連動による計画の進行管理の効率化、重点取組等の進行管理
- 関連する他の計画や施策との役割分担を示し、連携を図る

③ 3つの環境分野に取組を重点化

- 自然共生社会
（自然とのふれあいによる生物多様性の理解の推進）
- 低炭素社会
（パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の推進）
- 循環型社会
（ごみの減量・資源化を目指した4Rの推進）

④ 3つの環境分野に共通する取組の継続的な推進

- 「安全・安心」の確保に係る取組の継続的な推進を図る
- 「協働」により市民・事業者・市の取組をさらに推進する

⑤ 市民にとってわかりやすい計画へ

- 計画の内容を簡潔にし、計画の発信と普及を進める
- 各主体の役割や取組が一覧でわかるようにし、内容の共有化を目指す

⑥ 楽しく、ふれあい重視で進められる取組の展開

- 多様なライフスタイルに応じて、楽しみながら実践できる取組や情報の発信を目指す
- わかりやすい環境情報の整備と提供を進める

第3章

計画が目指す環境の姿と取組の方向

環境づくりの方向

望ましい環境像（第6次鴻巣市総合振興計画が掲げる「将来都市像」を環境像とします。）

「花かおり 緑あふれ
人輝くまち こうのす」

市のシンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

望ましい環境像を達成するための環境分野の基本目標

基本目標1（自然共生社会）
人にも生きものにも
やさしい
自然共生のまちづくり

基本目標2（低炭素社会）
地域にも地球にも
やさしい
低炭素のまちづくり

基本目標3（循環型社会）
くらしにも環境にも
やさしい
循環型のまちづくり

基本目標4（安全・安心社会）
安全・安心に暮らせる
快適なまちづくり

基本目標5（協働社会）
協働により、環境を守り・
育てる まちづくり

取組の方向

- ① 荒川等の河川を中心とした自然の保全・再生
- ② 生きものとのふれあいの確保
- ③ 農地の保全と活用
- ④ 都市緑化の推進

- ① 省エネルギー等エコライフの推進
- ② 再生可能エネルギーの利用促進
- ③ 省エネルギー型まちづくりの推進

- ① 4R（ごみの発生抑制とリサイクル）の推進
- ② 不法投棄の防止、ごみの適正処理の推進
- ③ 災害時廃棄物処理の体制整備

- ① さわやかな空気の保全・回復
- ② 清らかな水循環の回復
- ③ 環境面からのリスクの低減

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② 環境保全活動のネットワーク充実
- ③ 環境情報の提供・共有化の推進



第3章では、望ましい環境像の達成に向け、環境をより良くするための3分野（自然共生社会、低炭素社会、循環型社会）と共通する2分野（安全・安心社会、協働社会）を定め、各分野に関する取組を示しています。

計画で進める重点取組及び各分野に共通する共通基本取組

重点取組1



自然とのふれあいを
楽しみます

- ① ふれあいを楽しむ
- ② 自然の恵みを考える
- ③ 守り・創り・継承する

P15

重点取組2

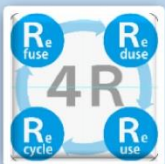


エコライフを楽しみ
CO₂CO₂減らします

- ① エコライフを楽しむ
- ② エネルギーをスマートに使う
- ③ 適応する

P21

重点取組3



4Rを進め
資源を有効に活用します

- ① 減らす
- ② 再利用する
- ③ 適正に処理する

P27

共通基本
取組1

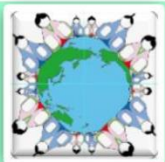


身近な環境に興味を持ち
改善に向け行動します

- ① 環境を監視・調べる・知る
- ② 改善する・リスクを減らす

P33

共通基本
取組2



環境に関心を持ち
活動に参加します

- ① 学ぶ・考える
- ② 行動する

P37

第4章

計画で進めていく取組

第4章では「重点取組」と取組全般に該当する「共通基本取組」について取り上げています。

重点取組

望ましい環境像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の達成に向け、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会におけるそれぞれの基本目標を達成していくため、市民・事業者・市が協働で進めていく取組を定めています。

共通基本取組

望ましい環境像の達成に向け、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の各分野に共通する安全・安心社会、協働社会を達成するため、市民・事業者・市が協働で進めていく取組を定めています。



各関連計画から採用している指標値について

本計画では指標の選定にあたって、第6次鴻巣市総合振興計画及び一般廃棄物処理基本計画の指標の中から一部関連性が高いものを採用しています。ただし、本計画は各関連計画と目標年度が異なることから、各関連計画の指標値算出根拠を元に、本計画の目標年度に合わせた指標値を用いています。



4-1 計画で重点的に進めていく取組

重点取組1 自然とのふれあいを乐しみます



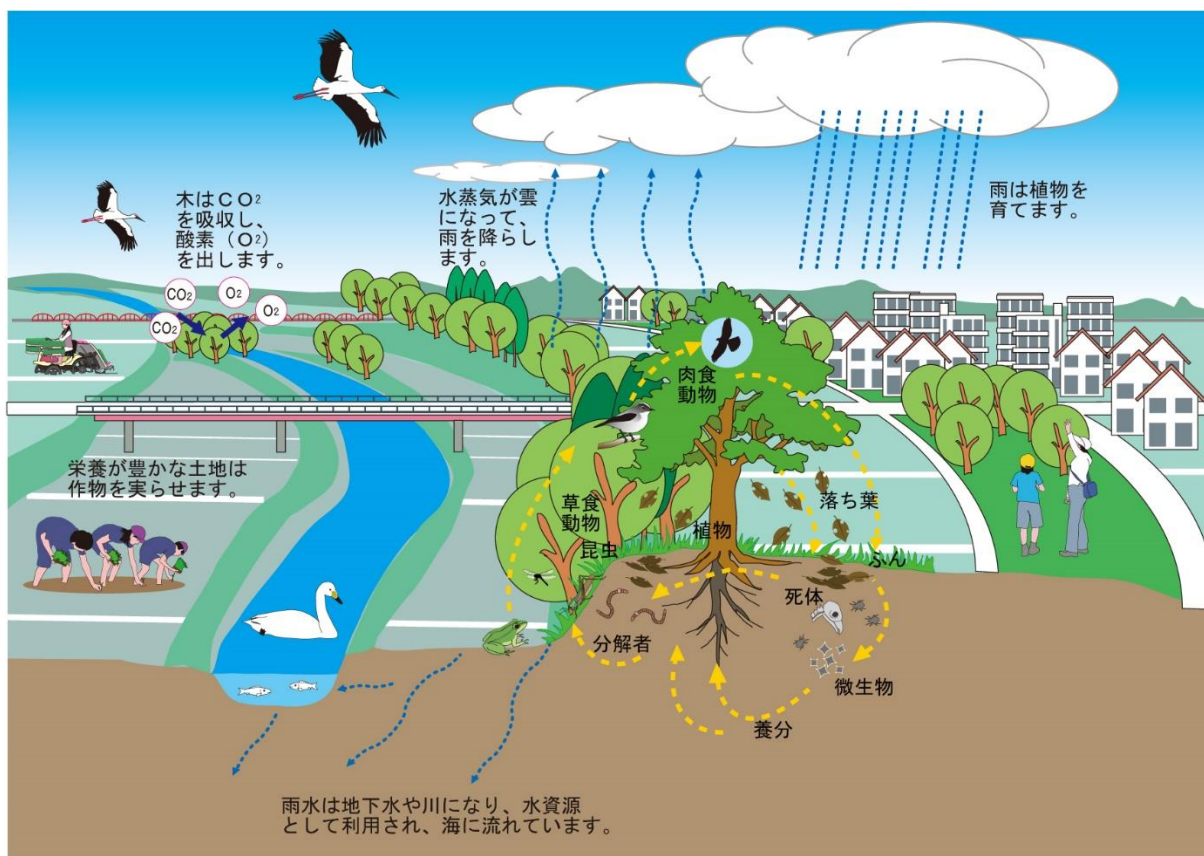
～自然共生社会の実現に向けて～

自然共生社会とは、人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のことを言います。

私たちは自然からの恵みを受けながら生活していますが、ライフスタイルの変化、自然への関心の低下、過剰な開発行為、外来種の侵入、里山等の管理不足などによって、自然や生物多様性が損なわれてきており、このままでは将来にわたって自然の恵みを受け続けることができなくなってしまうとされています。

そのため、私たちはもう一度、自然と共生した暮らしについて考え、生物多様性の保全や自然とのふれあいを深めていくことにより、自然共生社会の実現を目指した取組を推進していく必要があります。

水と緑に恵まれた自然環境を、コウノトリが舞うような多様で豊かなものにし、自然と共生する持続可能な魅力あるまちづくりを進めていきましょう。





重点取組 1 自然とのふれあいを楽しみます

まずは身近な自然とのふれあいを楽しみ、自然から受ける恵みや生きものが果たす役割について考えてみましょう。そして、鴻巣市の自然がより良くなるような活動に参加し、豊かな自然を次世代につないでいきましょう。

市の取組

1-① ふれあいを楽しむ

身近な自然に目を向け、自分に合った自然とのふれあいを楽しみましょう。

- 自然とのふれあい情報を発信します。
- 住まい周辺の緑化を推進・支援します。
- 自然の中での遊びを支援します。
- 自然とふれあうウォーキングを推奨します。

1-② 自然の恵みを考える

自然観察や動植物調査、自然環境学習などに参加し、地域の自然や生きものについて学び、水辺や緑、土、生きものが果たしている役割について考えましょう。

- 生物多様性について、学習機会と情報提供を充実します。
- 自然観察や自然体験などのイベントを充実します。
- 市民、事業者との協働による自然調査を進めます。

1-③ 守り・創り・継承する

水辺や緑地の自然環境の保全や再生、維持管理、整備を進め、より良好な状態で活用していくとともに、それらを将来に引き継ぎましょう。

- 水辺や林の自然再生を進めます。
- 元荒川の自然を活かし、水辺のふれあい空間として活用します。
- 環境にやさしい農業を推奨します。
- 特定外来生物対策を進めます。

主な関連計画

- 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画（H27～H31）
- 鴻巣市緑の基本計画（H21～H37）
- 鴻巣市都市計画マスタープラン（H21～H37）
- 鴻巣農業振興地域整備計画（H19～）
- 鴻巣市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 鴻巣市森林整備計画（H30～H39）



市民の取組

- ウォーキングをしながら、自然とのふれあいを楽しめます。
- ガーデニングなどの緑化を楽しめます。
- 身近な水辺や林などの自然にふれあえます。

- 生きものの特性、暮らし方、役割について学びます。
- 自然観察や自然体験などのイベントに参加します。
- 市や団体が進める自然調査に協力します。

- 自然環境の保全、再生活動に参加します。
- 元荒川の水辺のふれあい空間を活用します。
- 特定外来生物の移動や管理放棄をせずに、生態系を守るための行動をします。

事業者の取組

- 事業所周辺の緑化を進めます。
- 事業所周辺の美化活動を進めます。

- 事業者が有している情報の提供に協力します。
- 従業員の環境学習への参加を支援します。
- 市が行う自然調査などに協力します。

- 自然環境の保全、再生活動に協力します。
- 元荒川の水辺のふれあい空間を活用します。
- 特定外来生物対策に協力します。





重点取組 1 自然とのふれあいを楽しみます

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

元荒川カヌー環境教室

自然を身近に感じ環境意識を高めることを目的に、普段体験することのできないカヌーに乗りながら、川の中や川岸の清掃活動を行います。



エコツーリズムを体験しよう

身の回りにある里山は、正しく管理をすればたくさんの”恵”を得ることが出来ます。里山の保全から人と自然のつながりの大切さを学ぶことを目的に、里山保全体験を毎年開催します。



コウノトリ親子見学会

豊かな自然のシンボルであるコウノトリの見学などを通じて、たくさんの生きものが生息できる自然環境の大切さについて学びます。



野鳥観察会

市内の公園や道を散策しながら、普段は見過ごしている野鳥の観察をします。



【重点取組 1 により達成を目指す目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.7%	☆
自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	5回	6回
自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	153人	195人

☆総合振興計画後期基本計画で設定



生物多様性はなぜ大切なの？



生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしています。地球上には様々な生きものが生息し、それぞれの生命一つひとつに個性があり、全てが直接的、または間接的につながっています。私たち人間もそのつながりの中の一員で、様々な恩恵（生態系サービス）を受けています。

生態系サービスの分類例（出典：環境省自然環境局）



供給サービス
(例：食料)

食料供給、水、原材料、遺伝資源、薬用資源、観賞用資源の供給



調整サービス
(例：花粉媒介)

大気質調整、気候調整、局所災害の緩和、水量調整、水質浄化、土壌浸食の抑制、地力の維持、花粉媒介、生物学的コントロール



生息・生育地サービス
(例：生息環境)

生息・生育環境の提供
遺伝的多様性の維持



文化的サービス
(例：レクリエーション)

自然景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、文化・芸術・デザインのインスピレーション、神秘的体験、科学や教育に関する知識

しかし、現在、開発や過剰な利用（乱獲）、外来種の持ち込みなどによって、自然状態の約100～1000倍のスピードで生物の絶滅が進んでいると言われています。

生物多様性は生きもの同士のつながりなので、ある種の生物がいなくなると、連鎖的に他の生物にも影響を与える可能性があります。そうすると、今まで生物多様性から受けてきた恩恵を受けられなくなってしまうかもしれません。私たちのくらしのためにも生物多様性を守ることが大切です。

コラム 生物多様性を脅かす外来種問題

外来種とは、元々その地域に生息せず、人間の手によって他の地域から入ってきた生物のことを言います。外国からだけでなく、国内の別の地域から入ってきた生物も同じです。外来種が侵入すると、在来種の捕食や、生息環境の競合、遺伝的に近い種類との交雑による遺伝子のかく乱、また、人間や農作物への被害など幅広い影響が発生します。

コラム 外来種のアライグマを駆除しています

アライグマはアメリカからペットとして日本に持ち込まれた外来種で、成獣になると凶暴で飼いきれなくなるなどの理由から捨てられて日本で繁殖しています。外来種の中でも特に生態系や農作物などに与える影響が大きいことから外来生物法で「特定外来生物」に指定されています。

この問題に対応するため市では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づきアライグマを殺処分しています。かわいそうに思えるかもしれませんが、本来の生態系を守るためには必要なことです。

このような不遇な扱いを受けてしまう生きものを新たに生み出さないためにも、生きものは最後まで責任を持って飼いましょう。



捕獲されたアライグマ



「人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす」を目指して

市では、「こうのす」という市名の由来ともいわれ、市民になじみ深い存在であるコウノトリをシンボルに、多様な生きものが生息可能なエコロジカル・ネットワークの形成を目指しています。

コウノトリ



コウノトリは翼を広げると 200 cmにもなる大型の鳥で、魚やカエル、昆虫などを食べる水辺生態系ピラミッドの頂点に立つ高次消費者です。一日に 500 g もの餌を食べるため、餌となる生きものがたくさん生息している必要があります。

かつては日本中にいましたが、乱獲や生息環境の悪化により野生下では一度絶滅しました。現在では、人工繁殖などの取組が進み、野生下で 123 羽（平成 29 年 11 月現在）が生息するなど、野生復帰の取組は着実に進んでいます。

コラム コウノトリは豊かな自然の象徴

コウノトリが年間を通じて生息、そして繁殖するには、その地域に多様な環境（河川、農地、水路、雑木林、森林、湿地等）があり、それぞれの環境に生きものが豊富に存在する豊かな生態系が整っている必要があります。それは、人間にも暮らしやすい環境とも言えます。

また、コウノトリは元々人々の暮らしに近い水辺・里山にすんでいて、白くて体が大きいため人の目にもとまりやすく、さらに「幸の鳥」と呼ばれ、幸せを呼ぶ存在として親しまれていることから、人と自然の共生のシンボルになり得る存在といえます。

つまり、コウノトリがすめる環境を目指すということが、より豊かな環境を育むエコロジカル・ネットワークの形成や、人と自然が共生した、人にも生きものにもやさしいまちづくりを進めることにつながるのです。



コウノトリを頂点とする水辺生態系ピラミッドのイメージ

コラム エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）とは？

生きものが生息する空間が、それぞれ別々に点在していると、生きものはその空間に閉じ込められた状況に陥り、摂餌や繁殖が満足にできず、生息には厳しい環境になってしまいます。それぞれの空間がつながり、生きものが空間を自由に移動できると、生きものが暮らしやすく、より豊かな環境になります。このような、生きものが行き来できる状態の生息空間のネットワークのことを、「エコロジカル・ネットワーク」と言います。



重点取組2 エコライフを楽しみ $\overset{\text{コッ}}{\text{CO}_2}\overset{\text{コッ}}{\text{CO}_2}$ 減らします

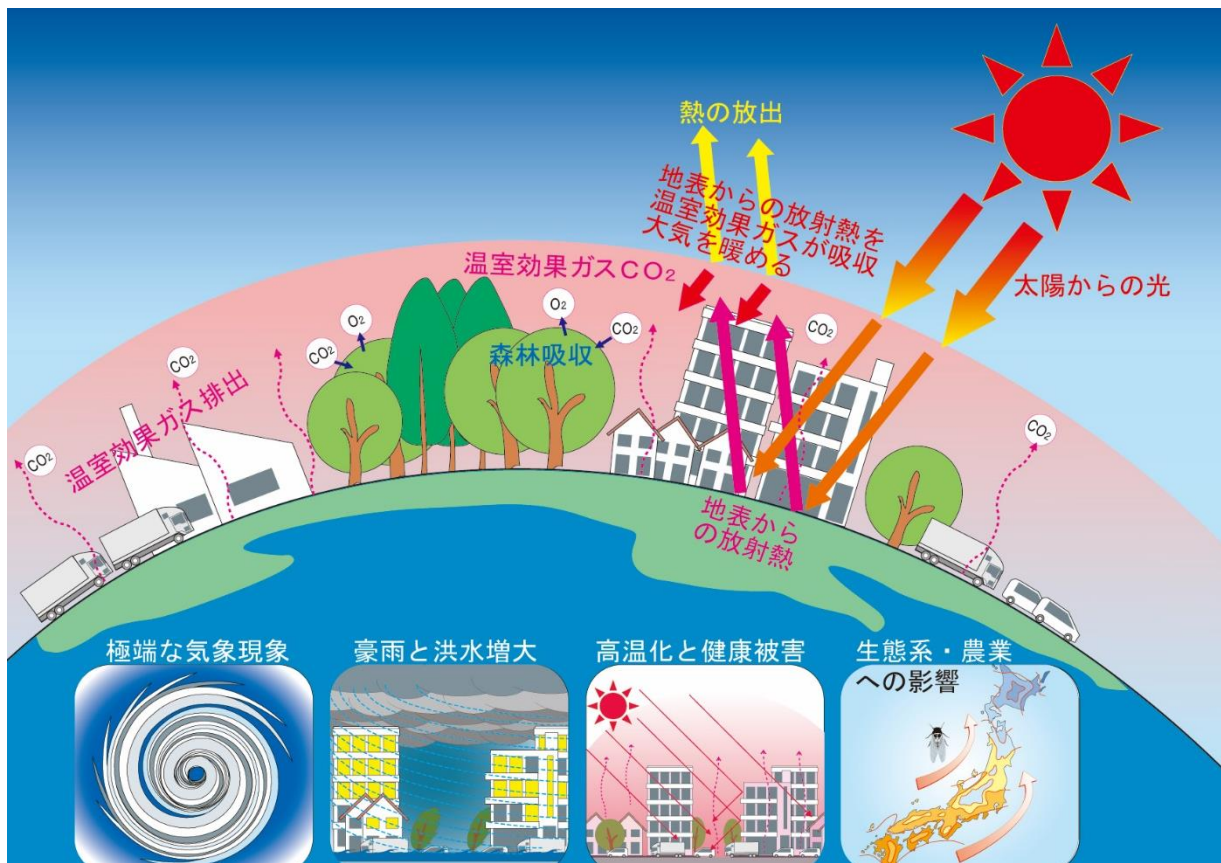
～低炭素社会の実現に向けて～

低炭素社会とは、環境にやさしい再生可能エネルギーや機器の導入、省エネ行動など環境に配慮した行動を徹底することで、地球温暖化の原因であるCO₂などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量に抑えた社会のことを言います。

そもそも地球温暖化の原因は、産業活動に伴う石油などの化石燃料を大量に燃やすことや、森林の減少により大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、大気における熱の吸収が増えた結果によるものと言われています。

地球温暖化による気温の上昇は世界中で影響をもたらしていますが、私たちが暮らす日本においても、集中豪雨などの異常気象、水量や水質など水資源への影響、動植物の生息域の変化、農作物への影響、熱中症や感染症など健康への影響などが生じています。

このような影響を最小限に留めるため、私たちは、生活や事業活動を環境にやさしいものへと見直し、CO₂排出を抑えることで、地域にも地球にもやさしい低炭素のまちづくりを進めていきましょう。





重点取組2 エコライフを楽しむ

コッ コッ

CO₂CO₂減らします

毎日の生活の中で楽しんでできるエコライフから始め、再生可能エネルギーなどを有効活用しながら、賢く無駄なくエネルギーを使い、CO₂を減らしていきましょう。

また、温暖化による影響に適応できるように、事前に考え備えておきましょう。

市の取組

2-① エコライフを楽しむ

省エネやエコドライブなどについて考え、ライフスタイルを見直しましょう。そして、楽しんでできる行動からエコライフを進めましょう。

- エコライフ行動の普及を進めます。
- 「COOL CHOICE」運動の普及を進めます。
- 緑や水辺を生かしたクールスポットを整備、紹介します。
- 緑のカーテンなど緑化の普及を進めます。
- 自転車やまち歩きが楽しめる取組を進めます。

2-② エネルギーをスマートに使う

太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを活用していきましょう。

また、無駄なエネルギー利用を減らし、効率的に賢くエネルギーを使いましょう。

- 新エネルギーに関する情報を提供します。
- 新・省エネルギー、次世代自動車の導入を推進します。
- 公共交通機関の利用やエコドライブを呼びかけます。
- 市の施設での省エネルギーを進めます。

2-③ 適応する

地球温暖化など気候変動による影響について考えましょう。

そして、影響に適応できるよう取組や行動を進め、事前に備えましょう。

- 気候変動による影響について、情報を収集、提供します。
- 鴻巣市への影響について検討し、適応に向けた取組などの検討・対策を進めます。

主な関連計画

● 鴻巣市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（H30～H34）

● 鴻巣市都市計画マスタープラン（H21～H37） ● 鴻巣市緑の基本計画（H21～H37）

※ 鴻巣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び鴻巣市新エネルギービジョンは本計画に包含するものとします。



市民の取組

- エコチェックサマー・ウィンターに参加するなど、家庭のエネルギー使用量削減に努めます。
- 自動車の利用をなるべく控え、自転車やまち歩きを楽しんだり、公共交通機関を利用したりします。
- 緑のカーテンなど住宅の緑化を進めます。
- 太陽光や風などを上手に取り込み、エネルギー消費が少ない生活をします。
- 新・省エネルギーや再生可能エネルギーを活用します。
- 自動車に乗るときはエコドライブを心がけます。
- 気候変動による生活や活動への影響について知ります。
- 集中豪雨など、異常気象への対応を考えます。
- 高温化に伴う熱中症など、健康への影響について対応します。

事業者の取組

- 事業活動における省エネ・省資源対策などエコオフィスを実施します。
- 市民が自転車やまち歩きが楽しめるよう事業所や周辺の整備に協力します。
- 事業所の省エネルギー化に努めます。
- エネルギーマネジメントシステムや、新・省エネルギーなどの導入を進めます。
- 車両の効率運用やエコドライブの推奨と低炭素車への切替を進めます。
- 公共交通の利用を従業員に推奨・支援します。
- 気候変動による事業活動への影響について考え、事前の対応を進めます。





重点取組 2 エコライフを楽しみ CO₂CO₂減らします

コッ コッ

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

住宅用新・省エネルギー機器設置費補助

エネファーム、HEMS 機器や V2H システムなど地球環境に配慮した新・省エネルギー機器を設置される方に補助金を交付します。



公共施設の LED 化

公共施設に蛍光灯型 LED 照明を設置する事業を進めます。LED 照明の導入により、消費電力とそれに伴う CO₂ 排出量が約半分になります。



緑のカーテンの普及促進

夏の暑い時期における冷房の効率を高めるため、公共施設に緑のカーテンを設置しています。また、市民や事業者が設置した緑のカーテンの出来栄などで選考を行うコンテストを開催します。



第 5 回緑のカーテンコンテスト生育部門市長賞

エコチェックサマー・ウィンター

家庭の電気使用量をチェックしながら節電に取り組む事業です。成果が電気の削減量として目に見えるので、より効果的に節電に取り組むことができます。



【重点取組 2 により達成を目指す目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
市域からの CO ₂ 排出量 (エネルギー起源の CO ₂)	540,400t-CO ₂ (H25)	468,876t-CO ₂	429,141t-CO ₂
低炭素社会を意識して生活している市民平均実践項目数 (個)	4.58 個 (H27)	4.58 個	☆
エコチェックサマー・ウィンターへの参加者数	— (H29 より実施)	200 人	318 人
市の事務事業からの CO ₂ 排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	2,138kL (H28)	2,010kL	※第 5 期見直し時に設定
コミュニティバスの年間利用者数	522,753 人 (H27)	617,623 人	☆

☆総合振興計画後期基本計画で設定



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



本計画の重点取組2では、低炭素社会の実現のための取組を、市民・事業者・市ごとに整理してきました。今後も鴻巣市ではこの取組を推進するために、鴻巣市全体から発生する温室効果ガスの排出を削減するための基本的事項を以下のとおり整理しました。

また、この重点取組2を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けます。

【計画期間】平成 30（2018）年度から平成 42（2030）年度

【対象ガス】国の地球温暖化対策計画が対象とする温室効果ガスのうち、市域から排出される温室効果ガスの 9 割以上を占めるエネルギー起源の CO₂を対象とします。

【目標】国の削減目標に準じて、取組を進めていきます。

（温室効果ガス排出量の基準年度も平成 25（2013）年度とします。）

コラム 国の地球温暖化対策計画の目標（パリ協定での日本の約束草案）

●温室効果ガス排出削減目標

平成 42（2030）年度の温室効果ガス排出量
平成 25（2013）年度比▲26%の水準
（平成 17（2005）年度比▲25.4%の水準）

●エネルギー起源 CO₂ の削減目安

- ・全体で平成 25（2013）年度比▲25.0%の削減
- ・部門別の削減目安（右表参照）

エネルギー起源 CO₂ の部門別削減目安

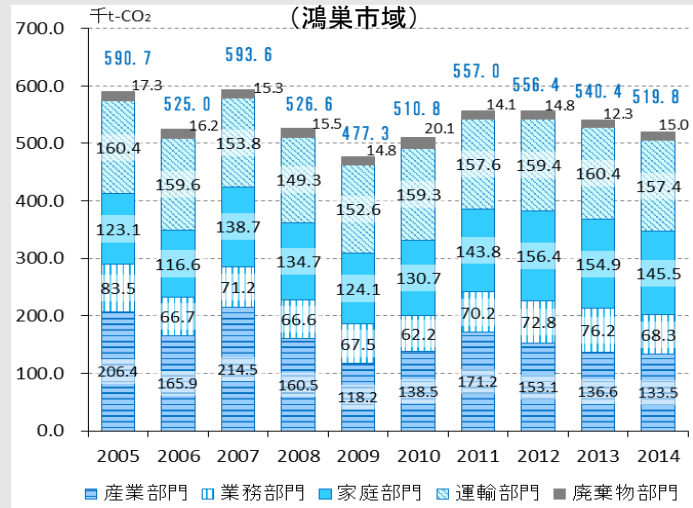
部門	2013 年度比削減率
産業部門	▲ 7%
業務その他部門	▲40%
家庭部門	▲40%
運輸部門	▲28%
エネルギー転換部門	▲28%

コラム 鴻巣市域からの温室効果ガス排出状況と特性

平成 26（2014）年度のエネルギー起源の CO₂ 排出量は、51 万 9 千 8 百 t-CO₂ で、部門別排出割合は運輸部門 30%、家庭部門 28%、産業部門 26%、業務部門 13%となっています。家庭部門と運輸部門からの排出が 6 割近くを占めています。運輸部門は自動車（自家用車含む）からの排出が大半で、産業部門は 9 割以上が製造業からの排出量となっています。

近年、東日本大震災以降の省エネルギーへの取組や新・省エネルギー機器の利用などにより、排出量は減少傾向となっています。

温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量の推移（鴻巣市域）



出典：埼玉県の温室効果ガス排出量「市町村における温室効果ガス排出量」



COOL CHOICE（賢い選択）について



「COOL CHOICE」^{クールチョイス}とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことで

COOL BIZ

クールビス

WARM BIZ

ウォームビス

COOL BIZとWARM BIZ

“冷房時の室温 28 度” “暖房時の室温 20 度” にして快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組です。過度の冷暖房の使用を控えることにより、エネルギー使用の削減ができます。

エコドライブ

“ムダなアイドリングを控える” “不要な積み荷を降ろす” など、環境に配慮した運転を推奨する取組です。もし日本中がエコドライバーになったら車から排出されるCO₂排出量を10%程度削減できます。

ECO
DRIVER.

これからの、マナー。



できるだけ一回で受け取りませんかキャンペーン

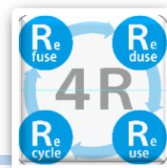
“受け取る時間帯や場所を指定する” などできる限り1回で宅配物を受け取る取組です。宅配物が再配達されている割合は全体の2割で、再配達に多くの燃料と労力が使われているのが現状です。

スマート・ムーブ

“公共交通機関の利用” “徒歩” などエコで賢い移動方法を選択し、CO₂排出の少ない移動にチャレンジする取組です。エコだけでなく、健康や快適な生活等にも寄与する「移動方法」を見直してみませんか？

「移動」を「エコ」に。

smart
move



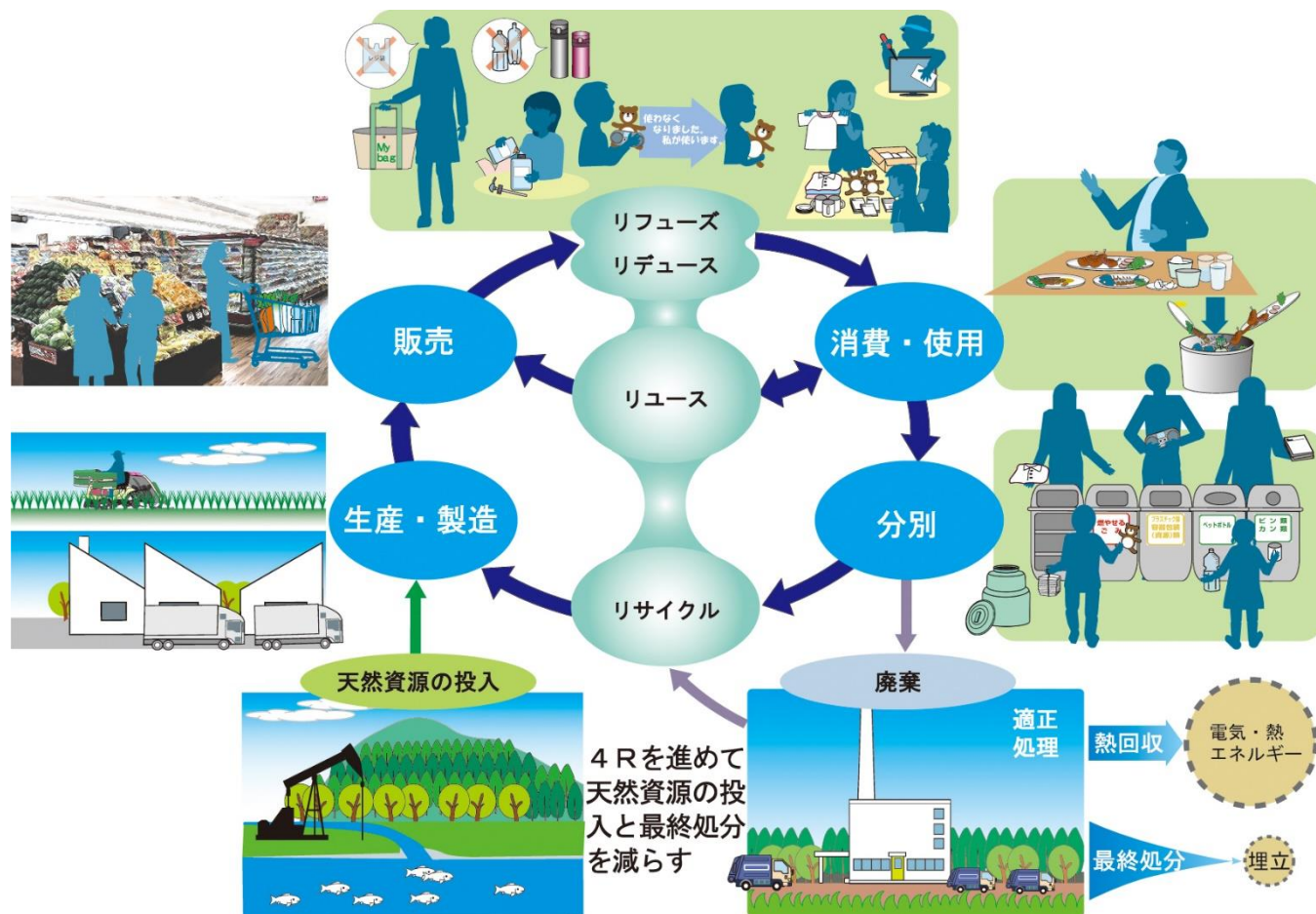
重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します

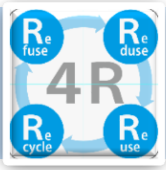
～循環型社会の実現に向けて～

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、使えるものはできるだけ資源として使い、使えないものは適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の中で、たくさんのものにあふれた大変便利で豊かな生活を送ってきました。しかし、その一方で、地球上の限りある資源やエネルギーの大量消費、大量のごみの排出などにより、天然資源の枯渇、環境破壊、埋立地の不足など様々な問題を引き起こしてきました。

これらの問題を解決するために、ライフスタイルや経済活動を根本的に見直し、ごみなるべく出ないようにする、ごみになりそうなものは断る、使えるものは捨てずに再利用する、きちんと分別し再資源化するなど、4Rの取組を進め、くらしや環境にもやさしい循環型社会づくりを進めていきます。





重点取組 3 4Rを進め 資源を有効に活用します

私たちの生活や事業活動から排出されるごみの処理について見直し、4Rに取り組むことでごみの排出量を減らしていきましょう。

3-① 減らす

廃棄物の発生抑制や減量化など、ごみの発生を減らす取組を進めましょう。

3-② 再利用する

資源回収、再生資源の活用など再利用を進め、資源が循環するまちづくりを進めましょう。

3-③ 適正に処理する

ポイ捨てや不法投棄をなくし、廃棄物が適正に処理されるまちづくりを進めましょう。

市の取組

- ④ マイバッグ運動によるレジ袋削減を推進します。
- ④ 家庭の生ごみの水切りを推進します。
- ④ 食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費、3010運動等を推進します。
- ④ 燃やせるごみへの混入が多い雑古紙の正しい分別方法について啓発を行います。
- ④ 生ごみ処理機器購入費補助金制度を推進します。
- ④ 集団回収、資源回収事業を推進します。
- ④ 廃食用油のリサイクルを推進します。
- ④ 焼却に伴う余熱の有効利用を環境資源組合と推進します。
- ④ グリーン購入を推進します。
- ④ 不法投棄やポイ捨て防止の普及や対策などを進めます。
- ④ 鴻巣市環境衛生連合会の活動を支援します。
- ④ 高齢世帯などごみ出し困難世帯への対応を進めます。
- ④ ごみの広域処理と効率的な資源化など、ごみ処理体制を整備します。
- ④ 災害廃棄物処理への対応を進めます。

主な関連計画

- 鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（H29～H38）
- 第7期鴻巣市分別収集計画（H26～H30）



市民の取組

- ❑ 普段の生活で詰め替え商品を選ぶ、マイバッグやマイ箸を持参する、レジ袋や過剰包装を断ります。
- ❑ 家庭から生ごみを出す前の水切りの徹底、生ごみ処理機器の活用などにより生ごみの減量化に努めます。
- ❑ 食品の計画的な購入、3010運動への取組により、食品ロスを削減します。
- ❑ ごみや資源の分別を徹底、資源回収に協力します。
- ❑ 集団回収に協力します。
- ❑ 廃食油の回収に協力します。
- ❑ リサイクルショップやリサイクルマーケットの利用や再生材で作られた製品の利用など、再生品の利用に努めます。
- ❑ ポイ捨てや不法投棄をなくします。
- ❑ クリーン鴻巣市民運動やひろえば街が好きになる運動に参加・協力します。
- ❑ ごみ処理の実態を知り、適正処理に協力します。

事業者の取組

- ❑ 生産、流通過程で発生する廃棄物を抑制します。
- ❑ 製造業者は、消費した後、ごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発を目指します。
- ❑ 小売業者はリサイクル品の取り扱い、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取組みます。
- ❑ 法令に基づくリサイクルや市と連携したリサイクルの仕組み作りに取り組みます。
- ❑ 再生品の利活用に取組みます。
- ❑ 食品関連事業者は法令に基づき、食べ残しや賞味期限切れの商品の削減やリサイクルの取組を推進します。
- ❑ 事業所周辺の清掃など環境美化活動を進めます。また、市や団体が実施するクリーン活動などに協力します。
- ❑ 市民や市が進める4R活動やごみの減量・資源化に協力します。
- ❑ 事業系ごみのゼロエミッション化を進めます。





重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

クリーン鴻巣市民運動

「自分たちのまちは自分たちの手できれいにしよう！」を合言葉に市民による地域の清掃活動を春・秋の年に2回実施します。



生ごみ処理機器の購入費補助

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するために生ごみ処理機器、コンポスト容器、EMボカシ容器の購入者に対して購入費の一部補助を行います。



コンポスト容器

廃食油の回収とBDFの精製

川の水質浄化、ごみの減量、環境にやさしいBDF（バイオディーゼル燃料）の精製を目的に廃食油を回収しています。BDFは中学校給食センターにボイラー燃料として投入します。



さんまるいちまる 3010運動

宴会における大量の食品ロス問題の解決のため、宴会の最初の30分、最後の10分はみんなで食べる時間を設け、食べ残しを減らす運動を進めます。



【重点取組3により達成を目指す目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
一人1日あたりのごみ総排出量	823g (H26)	796g	780g
資源化率Ⅰ	20.0% (H26)	20.1%	20.1%
クリーン鴻巣市民運動（春・秋）・ひろえば街が好きになる運動参加者数直近3年間平均	22,086人 (H28)	23,190人	24,295人
廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	7,115ℓ	7,454ℓ



鴻巣市内から排出されるゴミについて

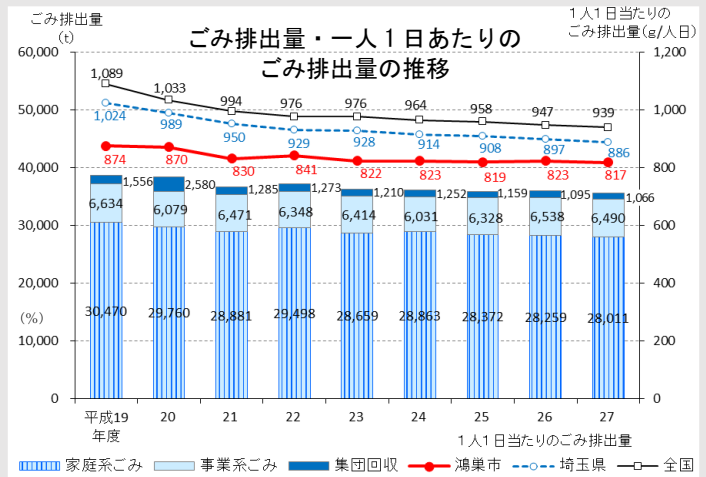


【一人1日当たりのごみの排出量】

平成27(2015)年度のごみ排出量は35,567tで、家庭系ごみは全体の約8割を占めています。

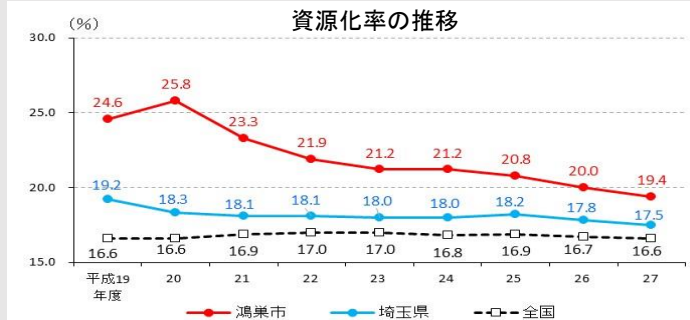
市民一人1日当たりのごみ総排出量は817gで、国や県の平均より少なく推移しています。

また、平成27(2015)年度における市民一人当たりのごみ処理経費は10,076円となっています。



【資源化率】

資源化率は国や県の平均を上回っていますが、資源化率は低下傾向にあります。



鴻巣市一般廃棄物処理基本計画において目標を設定しました



ごみ減量や再資源化の推進を目指し策定された「鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月改定）」の中で、数値目標が設定されています。この目標では、一人ひとりのエコライフの実践及び更なるごみの減量・資源化を進めることとしています。

指標	対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）	
① 一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源類）	中間目標（H33） 最終目標（H38）	630g（H26比約18g減） 615g（H26比約33g減）
② 事業系ごみ排出量	事業系ごみ（燃やせるごみ、粗大ごみ）	中間目標（H33） 最終目標（H38）	6%減（H26比） 10%減（H26比）
③ 一人1日当たりのごみ総排出量*1	家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収	中間目標（H33） 最終目標（H38）	800g（H26比約23g減） 783g（H26比約40g減）
④ 資源化率Ⅰ	資源類（家庭系+事業系+集団回収）/ごみ総排出量	中間目標（H33） 最終目標（H38）	20%（H26の値を維持） 20%（H26の値を維持）
⑤ 資源化率Ⅱ	（直接資源化量+施設資源化量+集団回収量）/ごみ総排出量	中間目標（H33） 最終目標（H38）	28%（H26の値を維持） 28%（H26の値を維持）

注) *1一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つ減量目標を達成した後の数値

資料：一般廃棄物処理基本計画



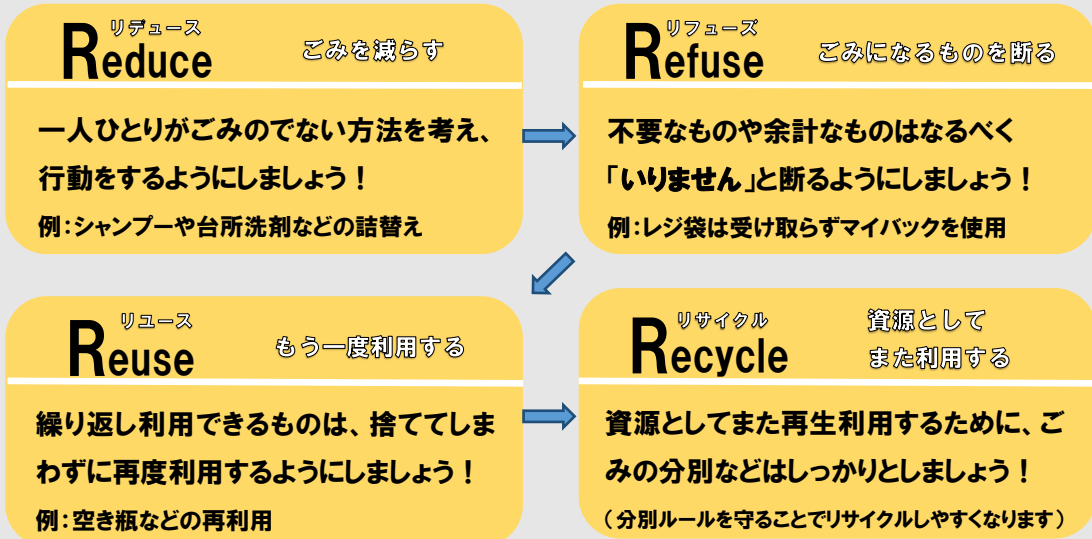
ごみを減らすために私たちができること・・・



【4Rについて】

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「4R」で、Reduce（リデュース：減らす）、Refuse（リフューズ：断る）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。

Reduce	(リデュース)	減らす	2 R	3 R	4 R
Reuse	(リユース)	再利用			
Recycle	(リサイクル)	再資源化			
Refuse	(リフューズ)	断る			



“→”の優先順位で取り組むことが効果的です。



鴻巣市の“家庭ごみ減量チャレンジ33”の取組について



一人1日当たり33g削減を目指しましょう。
皆さんによる毎日の取組の積み重ねが重要です。

<p>マイバックを持参し、 レジ袋を断る</p> <p>レジ袋1枚 4～10g</p>	<p>生ごみの水切りを徹底する</p> <p>水切り1回 10～30g</p>	<p>マイボトルや マイカップを使用する</p> <p>ペットボトル 500ml 一本 40g</p>
---	---	---

4-2 各分野に共通する基本的な取組

共通基本取組 1

身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します



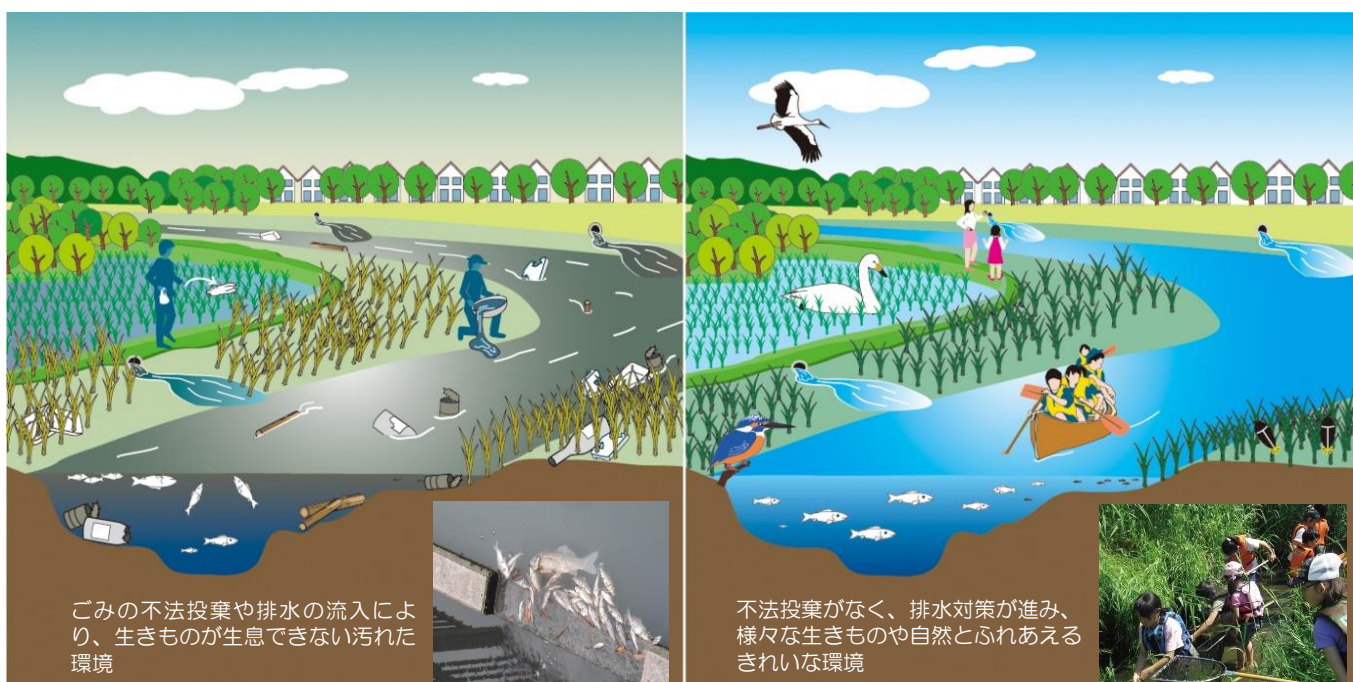
～安全・安心な社会の実現に向けて～

空気や水、土がきれいに保たれていることは、私たちが安全で安心して暮らしていくための基本的な条件です。しかし、私たちの手でそれらを脅かしているかもしれません。

例えば、私たちの生活から出る排水や自動車の排気ガスなどは、川や大気を汚し、近隣や河川の下流域、果ては遠く離れた地域の人々、さらに、人間だけではなく多くの生きものにも大きな影響を与えています。

このようなことを考えながら、日々の生活から出る環境汚染物質を減らす努力をしていくことが必要です。

鴻巣市の環境白書である「鴻巣市の環境」で、大気汚染や水質、騒音、振動などの鴻巣の環境情報を提供しています。このような情報を有効活用しながら、身近な環境について知り、自らの生活が与える影響について考え、改善に向け行動することによって、安全・安心に暮らせる快適なまちを目指していきましょう。





共通基本 取組 1

身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します

「鴻巣市の環境」などの環境情報を有効活用し、身近な環境について知り、自分が与えている影響について考えてみましょう。そして、環境汚染物質をなるべく出さず、近隣の住民にも配慮した行動を心がけましょう。

4-① 環境を監視・調べる・知る

環境に関心を持ち、環境の状況を知り、改善に努めましょう。

4-② 改善する・リスクを減らす

毎日の生活や経済活動から環境への負荷を減らしましょう。

市の取組

- ♥ 大気汚染物質や水質などの調査・監視を進めます。
 - ♥ 県の調査・監視に協力します。
 - ♥ 光化学スモッグ注意報やPM2.5の注意喚起など、市民の健康に係る情報を速やかに提供します。
 - ♥ 市及び県の調査、監視結果を「鴻巣市の環境」にまとめ、市民等に公表します。
-
- ♥ 公害苦情への確に対応します。
 - ♥ 監視や規制・指導の実施など、事業活動に伴う環境汚染の防止や未然防止を進めます。
 - ♥ 汚水処理や生活排水対策を進めます。また、日常生活に伴う環境負荷の低減を図ります。
 - ♥ 有害化学物質などの情報の提供と使用の低減に向けた普及啓発などを進めます。

主な関連計画

- 鴻巣市水道事業基本計画 (H19~H32)
- 鴻巣市都市計画マスタープラン (H21~H37)
- 鴻巣市緑の基本計画 (H21~H37)
- 鴻巣市農業振興地域整備計画 (H19~)



市民の取組

- ♥ 市の安全や健康に係る警報、注意情報を知り、適切な対応に努めます。
- ♥ 「鴻巣市の環境」や市のHPなどを利用して身近な環境の状況を知ります。
- ♥ 環境問題や環境の状況について、家族やみんなで話し合い、考えます。
- ♥ 騒音・振動や悪臭などの身近な公害を発生させないように注意します。
- ♥ 大気や水質などの保全に向け、適切な自動車利用や生活排水対策を進めます。
(下水道への接続や合併処理浄化槽の導入、適正な維持管理など)
- ♥ 健康や環境に有害な物質や物質を含む製品等の使用を控え、適正に使用します。

事業者の取組

- ♥ 環境汚染や公害防止に係る調査・監視の実施と情報を提供します。
- ♥ 市の安全や健康に係る警報、注意情報を知り、適切な対応と対策に協力します。
- ♥ 「鴻巣市の環境」や市のHPなどを利用して身近な環境の状況を知ります。
- ♥ 県や市の事業所への立ち入り検査や指導等への協力、事業所の環境汚染や公害防止対策を進めます。
- ♥ 健康や環境に有害な物質が含まれる製品等の製造や販売の自粛、使用量の削減に努めます。
- ♥ 有害物質等の使用・管理情報を提供するなど、環境リスクの低減に努めます。





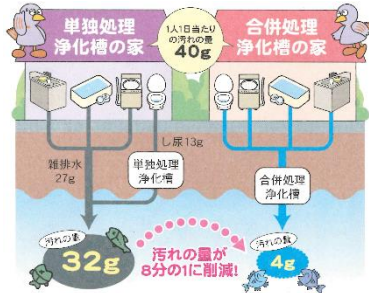
共通基本 取組 1

身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

合併処理浄化槽設置費補助

下水道及び農業集落排水区域以外のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助金を交付します。



公害の防止

大気・河川水等の環境調査を毎年行い、環境汚染の実態を把握し、市民へ公表します。環境汚染物質の発生源となる事業者の自主的な環境保全活動を促します。



コラム 「鴻巣市の環境」で環境について考えてみましょう！

「鴻巣市の環境」は、鴻巣市環境基本条例第8条の規定により、毎年公表する本市の環境白書です。

本市における公害苦情、廃棄物、自然環境関係、大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、ダイオキシン類の環境の状況や本市が講じた環境の保全及び創造に関して実施した取組について報告しています。

「鴻巣市の環境」を見て、市の環境の状況や環境基本計画の取組の進捗状況などを確認し、自分にできることを考え実行してみましょう。



【共通基本取組 1 により達成を目指す目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	73.4% (H27)	73.4%	☆
汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	93.7%	☆
河川の水質値(BOD、過去5年平均)	3.5mg/L (H27)	3.5mg/L	☆
個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	310件	☆

☆総合振興計画後期基本計画で設定



共通基本取組 2

環境に関心を持ち 活動に参加します



～協働社会の実現に向けて～

今日、超高齢社会への突入や地方分権の流れなど、多様化・複雑化する市民ニーズには行政主導のやり方では対応しきれなくなっているのが現状です。

今後、直面する地域問題に迅速に対応するためにも、「自分たちのまちは自分たちで作っていこう」といった意識のもと、多様な担い手が協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。

環境問題においても同様で、私たち自身の将来に深く関係する問題であると認識した上で、全ての人、主体が協働しながら解決に向け行動していかなければなりません。

まずは、環境について関心を持ち、活動に参加することで、環境に対する理解やお互いの交流を深めていきましょう。また、環境づくりの担い手となる子どもたちへの環境学習をみんなで支えていきましょう。





共通基本 取組 2

環境に関心を持ち 活動に参加します

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境に関するイベントに参加し、人々との交流を広げましょう。また、子どもたちの環境学習をみんなで支えましょう。

5-① 学ぶ・考える

地域の環境や環境問題について学び・考える機会を増やし、子どもたちの環境学習をみんなで支えましょう。

5-② 行動する

環境に関するイベントに積極的に参加して交流を深め、協働による環境保全を進めましょう。

市の取組

- 👥 環境教育、環境学習の機会を充実し提供します。
- 👥 環境教育、学習の教材の充実と提供を進めます。
- 👥 子どもや市民等の環境学習、体験学習における交流機会を提供します。

- 👥 市や地域住民、市民団体、事業者などが行っている環境活動や環境に関わる情報を整理し、発信します。
- 👥 環境活動への参加機会を充実し、交流と環境活動の“環”づくりを進めます。
- 👥 環境にやさしいまちづくり基金を有効活用し、環境活動を活性化します。

主な関連計画

- 第2期鴻巣市教育振興基本計画（H27～H31）
- このす男女共同参画プラン（H24～H31）



市民の取組

- 👤 環境に関心を持ち、自ら学びます。
- 👤 市や地域住民、市民団体、事業者などが行う環境活動やイベントを調べます。
- 👤 自分の知識や体験を活かし、子どもの環境教育、学習を支援します。

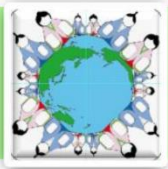
- 👤 環境イベント、活動に参加、協力し、交流を深めます。
- 👤 ライフスタイルを見直し、できることから環境保全の行動や活動を進めます。

事業者の取組

- 👤 従業員の環境教育を進めます。
- 👤 事業所のノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。

- 👤 事業活動を見直し、環境にやさしいものへと変えていきます。
- 👤 環境イベントに積極的に参加し、交流の“環”を広げます。





**共通基本
取組 2**

環境に関心を持ち 活動に参加します

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

エコチェンジポイント鴻巣の実施

対象となる環境活動に参加すると、抽選でこのとり伝説米がもらえる事業です。市民が参加した分だけ伝説米の配布量が増えます。活動への参加を促すと同時に、環境にやさしい農業を後押しすることにもつながります。

対象となる環境活動

- 元荒川カヌー環境教室
- 緑のカーテンコンテスト
- コウノトリ親子見学会
- 野鳥観察会
- エコツーリズムを体験しよう
- エコチェックサマー・ウィンターなど



環境にやさしいまちづくり基金の活用

ふるさと納税を始めとした寄付などを積み立てた環境にやさしいまちづくり基金は、エコチェンジポイント鴻巣（左記）のような市民の環境に対する意識を高める活動などに活用されています。



コラム 子どもといっしょに、環境について学び、環境意識を高めましょう。

子どもの頃から環境について学び、考え、活動していく“力”を育てていくことが求められています。環境に関するアンケートでも市民のほとんどが環境教育・学習を重要としています。

埼玉県では、こどもエコクラブ活動の推進、親子で楽しむ環境学習ガイドブックの作成などの取組を進めています。

市も、環境教育副読本「エコアップこうのす」を活用するなど学校での環境学習を進め、一人ひとりの環境意識を高めています。



※図は左から、県の親子で楽しむ環境学習ガイド、エコアップこうのす小学校3・4年生用、小学校5・6年生用、中学生用

【共通基本取組2により達成を目指す目標】

項目	現状	目標	
		H34	H39
環境イベント参加者数	172人 (H28)	441人	587人
エコチェンジポイント数	H29年度より実施	13,190ポイント	16,842ポイント

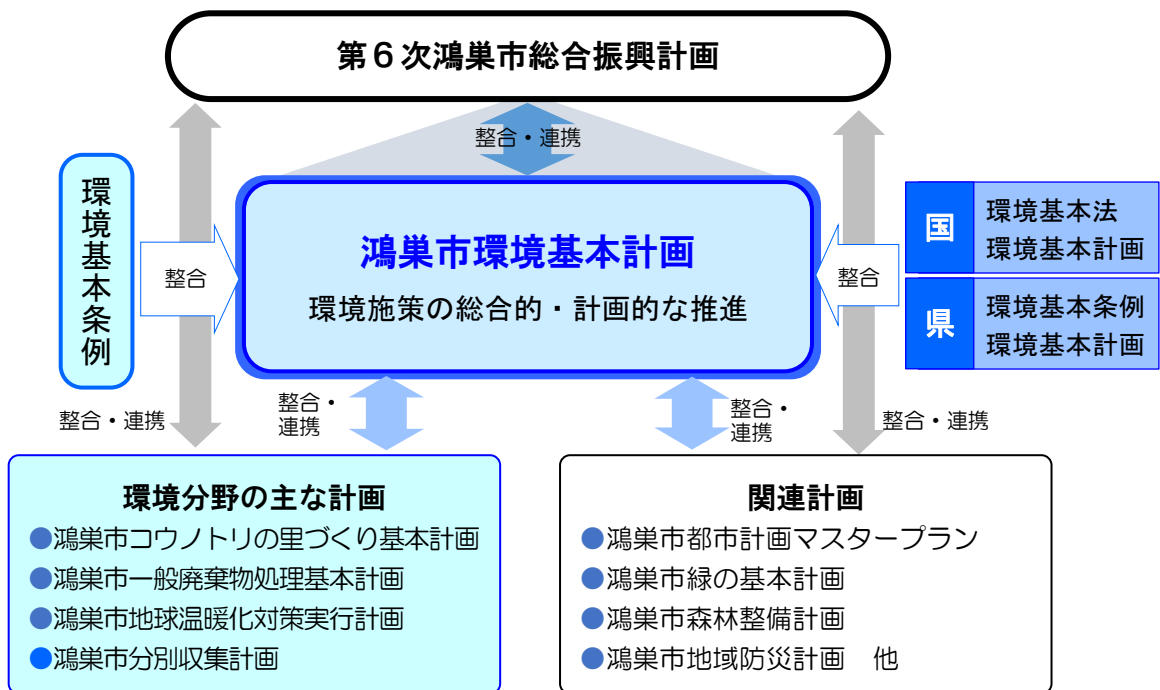
第5章

計画を推進していくために

この計画が目指す望ましい環境像や基本目標を達成していくためには、市民・事業者・市のそれぞれが役割を理解し、ライフスタイルや事業活動を見直し、協働のもと計画に掲げられた取組を積極的に進めていくことが大切です。

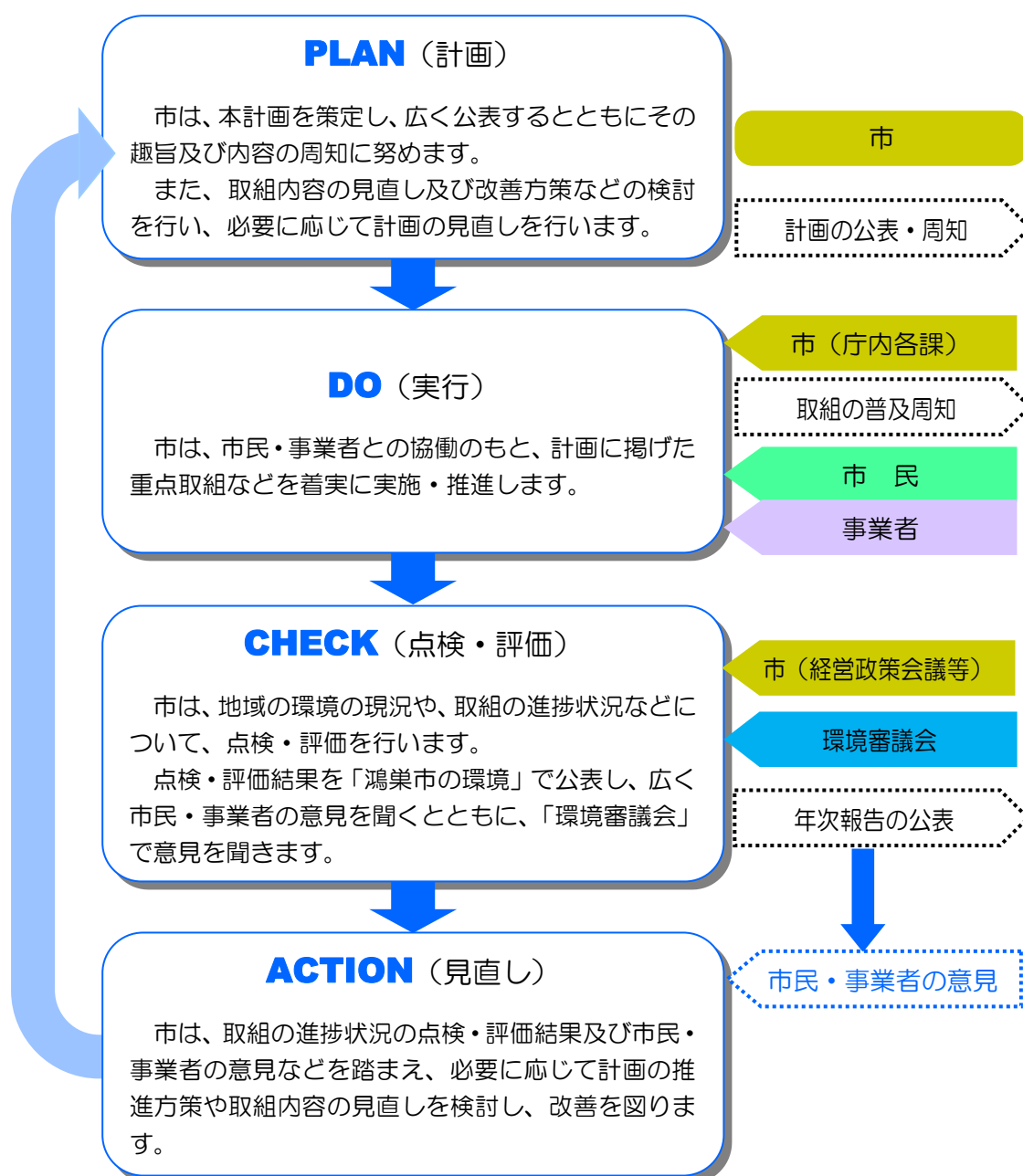
1 本計画の位置づけ

この計画は、「第6次鴻巣市総合振興計画」の環境政策の個別計画として位置付けます。また、環境は様々な分野に関係しているので、関連する計画と連携を図り、市民・事業者との協働のもと、環境の保全及び創造に係る取組を総合的かつ計画的に進めていきます。



2 計画の進行管理

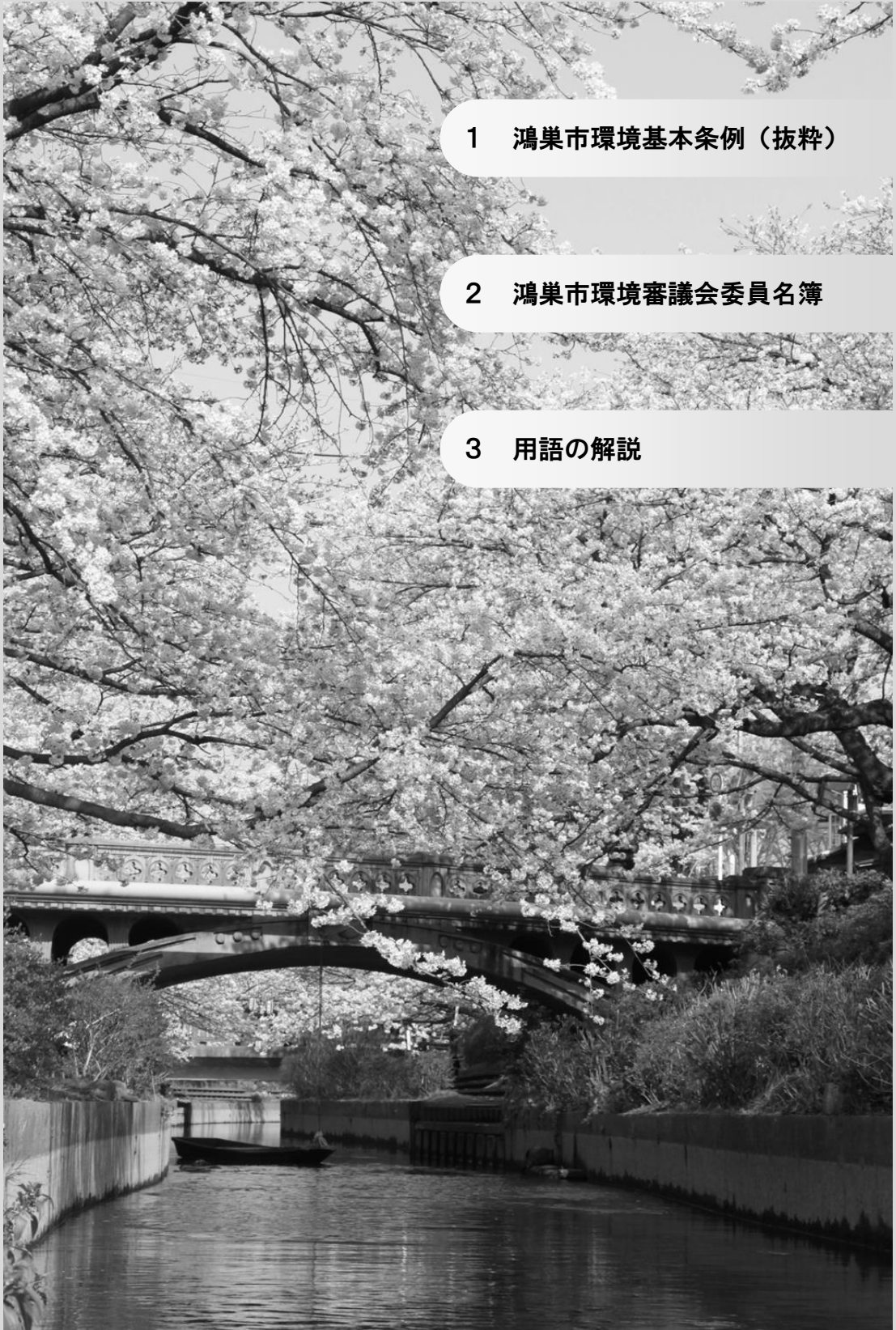
この計画に掲げられた取組を、着実かつ効果的に進めていくため、PDCAサイクルを活用し取組の進行管理を行います。



1 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

2 鴻巣市環境審議会委員名簿

3 用語の解説



1 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

平成 12 年 6 月 30 日条例第 44 号

目的（第 1 条）

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

基本理念（第 3 条）

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承されることを目的として、適切に推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に適切に推進されなければならない。

各主体の責務（第 4 条～第 8 条）

市 (第 4 条)	● 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
市民 (第 5 条)	● 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。 ● 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。
事業者 (第 6 条)	● 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 ● 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。 ・ 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理のために必要な措置 ・ 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減 ・ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用 ● 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。
民間団体 (第 7 条)	● 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動において環境への負荷の低減に努めなければならない。 ● 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

環境基本計画の策定（第 10 条）

- 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴻巣市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

報告書の公表（第 8 条）

- 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）に提出するとともに、これを公表するものとする。

2 鴻巣市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

◎印は会長、○印は副会長

任期：平成28年8月5日～平成30年8月4日

	氏名	団体等
識見者	○ 三 友 晃	埼玉県生態系保護協会鴻巣支部
	小 川 隆 二	教育関係者
関係行政 機関	井 原 和 彦	荒川上流河川事務所 (任期：平成29年4月1日から)
	大 杉 昌 巳	荒川上流河川事務所 (任期：平成29年3月31日まで)
	金 子 亮	埼玉県中央環境管理事務所
	大 島 秀 次	元荒川上流土地改良区
関係団体 の代表者	千 葉 一 安	鴻巣市自治会連合会
	寺 崎 孝 雄	鴻巣市環境衛生連合会
	佐 藤 百 合 子	鴻巣市商工会
	川 島 秀 男	鴻巣の環境を考える会
	落 合 定	グリーンねっと星の川
	◎ 福 田 悟	小谷南グリーンネット
	小 川 一 彦	したで地域資源保全会
	宮 川 午 太 郎	特定非営利活動法人 鴻巣こうのとりを育む会
公募委員	村 上 保	公募
	松 澤 敏 夫	公募
	吉 田 征 人	公募
	津 嘉 山 朝 慎	公募
	三 浦 正 夫	公募

3 用語の解説

英数(1,2,3…及びa,b,c…)

- **4R (ヨンアール)**
P4, 5, 10, 11, 12, 13, 27, 28, 30, 32
Reduce (リデュース:減らす) Reuse (リユース:再利用) Recycle (リサイクル:再資源化) Refuse (リフューズ:断る)
【P32「ごみを減らすために私たちができること…」を参照。】
- **BDF (バイオディーゼル燃料) P30**
Bio Diesel Fuel の略称。菜種油・大豆油などの植物性の油から精製されるディーゼルエンジン用燃料のこと。廃食油から精製できるため、植物性油のリサイクルになる。
- **BOD (生物化学的酸素要求量) P7, 36**
河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示す指標。水中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって分解されるときに消費される酸素量であり、単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
- **COOL CHOICE (クールチョイス) P22, 26**
2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動のこと。
- **COP (条約締結国会議) P4, 5**
Conference of the Parties の略称。条約の最高意思決定機関である条約締結国会議のこと。
- **EMボカシ P30**
米ぬか、もみがら、糖蜜にEM菌(有効微生物群)を混ぜて発酵乾燥させたもの。生ごみにぼかし(発酵合成型有機堆肥)を使用して発酵させ、それを畑や花壇に使用することで良質な有機肥料となる。
- **HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) P24**
家庭のエネルギーの見える化(可視化)と一元管理をすることにより、エネルギーを管理するシステム。再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行い、効率的なエネルギーの使用や節電に有効なシステム。建物のシステムを BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム) という。
- **HP (ホームページ) P9, 35**
インターネットの用語で、ウェブサイトやウェブページのこと。
- **LED照明 P24**
発光ダイオード(LED)を使用した照明のこと。低消費電力で長寿命といった特徴を持つ。

■ NPO P7

民間非営利団体の略称。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な活動をする民間の団体のこと。広義には、公益・学校・宗教・医療などの各法人や共同組織、ボランティアグループなどが含まれる。

■ PDCAサイクル P42

計画を進行管理していくための仕組みの一つで、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のプロセスを順に、毎年繰り返して実施し、継続的に施策や取組の維持や改善を図っていくこと。

■ PM2.5 P34

大気中に浮遊している直径が 2.5 μm(1 μm は 1mm の千分の一)以下の超微粒子状物質のこと。大気汚染の原因物質の一つで、粒径が小さい分、気管を通しやすく、肺泡など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。

■ SS (浮遊物質) P7

水中に懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のこと。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど透明性が低い。

■ V2Hシステム P24

V2Hは、Vehicle to Home の略称。電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の蓄電池に蓄えた電力を家庭用電力として利用する仕組みのこと。非常時のバックアップ電源として使用でき、電力のピークシフトにも役立つ。

あ行

■ 愛知目標 P4, 10

2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された生物多様性の保全と回復を目指した 20 項目からなる行動目標。

■ 安全・安心社会(安全・安心が確保される社会) P12, 13, 14, 33

国の環境基本計画が目指す「持続可能な社会」の実現に必要な社会像の一つで、化学物質等による公害から人の健康・生活を守るという環境政策の原点、基盤として位置付けられている。

■ 一般廃棄物 P5, 14, 28, 31, 41

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活から発生した家庭系一般廃棄物とオフィスや商店などの事業活動から発生した事業系一般廃棄物に分類される。

■ エコアップこうのす P40

子どもの頃から環境について学び、考え、活動していく“力”を育てていくために作成し、小中学生に配布している鴻巣市の環境教育副読本の呼称。

■ エコオフィス P23

環境にやさしい事業所の概念。省エネ機器の導入や節電などの省エネルギー対策をはじめ、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムの導入、グリーン購入や廃棄物の発生量の最小化、事業所の緑化など、環境に配慮した活動を行っている事業所をいう。

■ エコチェックサマー・ウィンター P23, 24, 40

鴻巣市が進めている電気使用量をチェックしながら節電への取組を普及啓発する活動で、夏と冬に実施している。成果が電気の削減量として見えるので、より効果的に節電に取り組むことができる。

■ エコツーリズム P18, 40

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことを目指していく仕組みのこと。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域社会そのものが活性化していくと考えられている。

■ エコドライブ P22, 23, 26

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための適正な整備及び運転方法のこと。アイドリングストップ、急発進や急加速、急ブレーキの自粛、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■ エコライフ P6, 12, 13, 21, 22, 24, 31

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うこと。生活様式を省資源・省エネルギー型に変え、節電・節水・リサイクルの促進、ごみの減量などに取り組むなどの生活をさす。

■ エネファーム P24

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの愛称。家庭用燃料電池は、都市ガス・LPガス・灯油などから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させ発電するシステムで、発電時の排熱を給湯に利用する。

■ 温室効果ガス P5, 21, 25, 26

二酸化炭素、水蒸気、メタン、亜酸化窒素、フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

か行

■ 外来種（外来生物） P3, 6, 9, 15, 17, 19

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布を超えて生息又は生育する生物。

■ 化学物質 P3, 8, 34

人工的に合成した物質。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質を除く）として定義されている。

■ 合併処理浄化槽 P7, 35, 36

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多く、河川の水質への影響が少ない。

■ 河畔林（かはんりん） P8, 9

河川敷に生育するハンノキ林や周辺の崖線緑地など、河川周辺の林のこと。河畔林は、陸域から水域への変化部（エコトーン）に位置し、多様な自然環境となっているほか、水面を覆い日射を遮り水温を保ち、河川に落ちた葉や昆虫などが水生昆虫や魚類の餌となるなど、多様な生物が生息しやすい環境となっている。

■ 環境衛生委員 P7

環境衛生や廃棄物の減量化に対する市民の関心を高め、環境にやさしいまちづくりを協働で進めていくために、市から委嘱され、ごみ集積所の環境保全や分別指導などの活動を行う市民（委員）のこと。概ね50世帯に1人の割合で自治会から推薦された委員で任期は2年。環境衛生委員によって組織されている鴻巣市環境衛生連合会では、クリーン鴻巣市民運動、ひろえば街が好きになる運動、啓発活動などを実施している。

■ 環境汚染 P9, 33, 34, 35, 36

人為的な化合物（PCBやDDT、ばい煙など）や自然化合物のうち有毒な物質（カドミウム、ヒ素、水銀、ウランなど）による大気、水質、土壌などの汚染、騒音・振動などによる生活環境の悪化など、生物の生存に適さなくなってしまう状態や人間の健康で快適な生活に被害を及ぼすこと。

■ 環境負荷（環境への負荷） P9, 34

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

■ 気候変動 P3, 5, 6, 9, 22, 23

地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化をいう。人為的な要因としては、人間活動に伴う温室効果ガスの増加や大気中微粒子の増加、森林破壊などがある。

■ 協働社会 P2, 12, 13, 14, 37

協働とは、複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の各主体が協働で環境保全活動を行っている社会。

■ グリーン購入 P28

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

■ クリーン鴻巣市民運動 P29, 30

「ごみのないきれいなまち」にするために、鴻巣市自治会連合会と鴻巣市環境衛生連合会が主体となり、春と秋の年2回実施している市内全域一斉清掃活動のこと。

■ クールスポット（クールシェアスポット） P22

水辺や森林、公園、休憩が可能な建物など、夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のこと。クールシェアにより、夏の日中の節電など省エネルギーにつながる。

■ 公害 P9, 34, 35, 36

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産、動植物やその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

■ 光化学スモッグ P34

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントのスモッグをいう。オキシダントとは、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、二酸化窒素、その他の酸化性物質の集合体である。夏季の日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害（視界を奪ってしまう現象）、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたる。

■ 公共下水道 P7

主として市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するもので、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

■ コウノトリ P4, 15, 16, 18, 20, 40, 41

コウノトリ目コウノトリ科に属する鳥。全長約110cm～115cm。翼開長約160～200cm。体重約4～5kg。ドジョウやカエル、昆虫などを食べる肉食で、水辺に生息する。東アジアのみに分布し、IUCN（国

際自然保護連合）によると世界全体の個体数は、1,000～2,500未満で、近い将来絶滅の危険性があるとされている。日本では、明治維新以降の乱獲や開発による巨木の伐採や湿地の消滅など生息環境の急激な悪化により昭和46年（1971年）に野生コウノトリは絶滅。【P20「コウノトリ」を参照。】

■ こどもエコクラブ P40

子どもたちが人と環境との関わりについて幅広い理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げることが目的に、1995年に環境庁が主体となり発足した活動で、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。

■ コンポスト P30

バクテリアが落ち葉やふん尿など有機物を分解することにより生成される堆肥のこと。

さ行

■ 再生可能エネルギー P5, 9, 12, 21, 22, 23

太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。一般的には自然エネルギーとも呼ばれることもある。

■ 在来種 P19

ある地域に従来から生息・生育している固有の動植物種（個体及び集団）をいう。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられる。

■ 里地・里山 P4, 15, 18, 20

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念。生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年過疎化や開発が進み質の低下や消失が見られ、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

■ 自然エネルギー P8, 22

再生可能エネルギーと同じ意味で使われることが多く、太陽光や太陽熱、風力、潮力・波力、地熱・温度差など、自然現象から得られ、永続的に利用することのできるエネルギーのこと。水力はダム式発電以外の小規模なもの、バイオマスは持続可能な範囲で利用する場合をいう。

■ 資源化 P4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 28, 29, 30, 31, 32

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

■ 次世代自動車 P22

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて環境への負荷を低減させる新技術を搭載した車のこと。具体的には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。

■ 自然界 P3

ここでは、人間をとりまく自然の世界のこと。

■ 自然共生社会 P2, 4, 11, 12, 13, 14, 15

森林、湿原、草原などの二酸化炭素の吸収源の確保、豊かで多様な自然の保全・再生、自然とのふれあいの場や機会の確保などにより実現される、自然の恵みを楽しみ継承していく社会。

■ 持続可能な社会（持続的な発展ができる社会） P2, 4

1980年に国際自然保護連合、国連環境計画などがとりまとめた「世界保全戦略」で上げられた「持続可能な開発」が起源で、1992年の国連地球サミットで具体化され、環境保全についての基本的共通理念として国際的に広く認識されている。地球環境や自然環境が適切に保全され、将来のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発が行われ、持続可能性をもった社会のこと。

■ 社寺林（しゃじりん） P9

神社に付随して参道や拜所を囲むように配置・維持されてきた鎮守の森や神社林とも呼ばれる森林のこと。その地域の本来の植生（原植生）などが残されていることが多く、天然記念物への指定や保護されているものも多い。

■ 省エネルギー P5, 12, 22, 23, 24, 25

エネルギーの合理化や効率化を図ったり、無駄を省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動や取組の概念。

■ 省エネルギー型まちづくり P12

まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会におけるくらしなどの新しい視点を持ち込み、コンパクトなまちづくりに取り組むなど、都市及びその社会経済活動から排出される二酸化炭素を抑制していくまちづくりのこと。

■ 循環型社会 P4, 5, 10, 11, 12, 13, 14, 27, 32

これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

■ 新エネルギー P5, 22

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱、太陽熱、雪氷熱、温度差などの発電や熱利用が指定されている。

■ 人工繁殖 P20

ここでは、野生の状態では絶滅の危険性が極めて高い場合に保護増殖を目的に、野生生物を人の飼育・栽培下において繁殖させることをいう。

■ 生態系 P3, 17, 19, 20

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

■ ゼロエミッション P29

1994年に国連大学が提唱した考え方。あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることをいう。

た 行

■ 地球温暖化

P1, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 21, 22, 25, 26, 41

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。

■ 地球環境問題 P3

人類の将来にとって大きな脅威となる地球的な規模や視野にわたった環境問題のこと。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などがある。

■ 超高齢社会 P3, 37

一般的には、高齢社会は65歳以上の人口割合（高齢化率）が14%を超えた社会をいい、高齢化率が21%を超えた社会が超高齢社会といわれている。

■ 低炭素車 P23

二酸化炭素などの温室効果ガス排出の少ない自動車の総称。電気自動車や燃料電池自動車、水素自動車など、運転時に二酸化炭素の排出がない自動車をさすことが多い。

■ 低炭素社会 P4, 5, 11, 12, 13, 14, 21, 24, 25

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■ 天然資源 P5, 27

水資源や鉱物資源、森林資源、水産資源など、自然の中に存在し、人間の生活や生産活動に利用可能な資源をいう。

■ 都市緑化 P12

良好な都市環境の形成と健康で文化的な都市生活の確保を図っていくために、都市における緑が果たす多面的な機能を維持・増進していくこと。公園緑地や街路樹の整備、保全・管理、公共施設の緑化、屋上や壁面緑化、緑のカーテンなどがある。

■ 特定外来種（特定外来生物） P9, 16, 17, 19

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

な行

■ 名古屋議定書 P4

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された議定書。生物多様性条約の目的の一つである遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分に関する議定書のこと。

■ 生ごみ処理機器 P28, 29, 30

ごみの減量化や悪臭の発生防止のため、生ごみなどの有機物を処理する家電製品。微生物による分解処理をするバイオ式と熱源や温風により水分を蒸発させる乾燥式がある。

■ 農業集落排水 P7, 36

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

は行

■ パリ協定 P4, 5, 10, 11, 25

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された温室効果ガス排出抑制に向けた国際的枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を2℃以内（努力目標1.5℃）に抑えるため、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定め、野心的な取組を実施し、地球温暖化を緩和していくことが定められている。

■ 東日本大震災 P4, 5, 25

平成23（2011）年3月11日の東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害の呼称。

■ ひろえば街が好きになる運動 P29, 30

J T（日本たば産業株式会社）が自治体や学校、ボランティアなどで行うごみを拾う活動。

鴻巣おとりまつり会場で配布するごみ回収用品を用いてごみ拾いと分別体験などを行い、ポイ捨て禁止と街の環境美化を呼びかける活動。

■ リサイクルマーケット P29

公園などを会場に、市民が各家庭に眠っている不用品などを持ち寄って販売する市場のこと。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動。フリーマーケットともいう。

ま行

■ マイバッグ運動 P28, 29

廃棄されるレジ袋削減のため、スーパーなどの小売店で商品を購入する際、自分が持参した再利用可能な買い物袋（エコバッグ等）を使うようにする運動。資源の有効利用やごみの減量化、環境にやさしいライフスタイルの促進に有効。

■ 緑のカーテン P22, 23, 24, 40

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和するものことで、省エネルギーだけではなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

や行

■ 屋敷林 P8, 9

防風や暴雪、遮光など、多様な用途や目的のために屋敷の周囲に植えられた樹林。

ら行

■ ライフスタイル P11, 15, 22, 26, 27, 39, 41

生活様式、生活の営み方、人生観や価値観・習慣などを含めた個人の生き方などをいう。

■ リスク（環境リスク） P12, 13, 34, 35

リスクとは、一般的には、ある行動や選択を行った場合に発生する可能性のある危険を意味する概念。環境リスクは、主に化学物質について使われ、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいう。

鴻巣市環境基本計画

平成 30 (2018) 年 3 月

発 行 鴻 巣 市

編 集 鴻巣市環境経済部環境課

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央 1 番 1 号

電 話 048-541-1321 (代表)

F A X 048-577-8462

電子メール kankyo@city.kounosu.saitama.jp

ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp/>

